

平成 26 年度第 3 四半期の保安検査の実施状況について

平成 27 年 2 月 4 日
原子力規制庁

平成 26 年度第 3 四半期（10 月～12 月）に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づく保安検査の結果等を報告する。

I. 発電用原子炉施設に係る保安検査について（別添 1 参照）

1. 発電用原子炉施設（特定原子力施設及び廃止措置中のものを除く）

（1）平成 26 年度第 3 回保安検査の結果

①検査の目的

原子力発電所の安全を確保するために発電用原子炉設置者及びその従業者が守らなければならない保安規定※¹の遵守状況に関して、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 2 第 5 項の規定に基づき、確認を行うものである。

※1 保安規定は、以下の業務等が定められている。

品質保証、体制及び評価、運転管理業務、燃料管理業務、放射性廃棄物管理業務、放射線管理業務、保守管理業務、緊急時の措置、保安教育、記録及び報告

②検査実施期間及び検査実施者

別表 1－1 に示す期間（2 週間程度）、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

③検査内容

別表 1－1 に示すとおり、各原子力規制事務所が発電所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査及び関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

④検査結果

検査の結果は、別表 1－1 に示すとおりである。このうち「監視」※²に該当する事象が、東京電力株式会社福島第二原子力発電所において 1 件（電源機能等喪失時の体制の整備に係る保安活動の一部実施不備について）及び四国電力株式会社伊方発電所において 1 件（伊方発電所における記録の紛失及び不適合管理の不備について）、合計 2 件確認された。詳細な内容は、別表 1－2 のとおり。

※2 保安規定違反のうち、影響が軽微な場合には「監視」として区分している。

（2）安全確保上重要な行為の保安検査結果について

①検査の目的

事業者が行う原子炉の起動・停止、燃料の装荷・取出し等、安全確保上重要な行為に対し、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 2 第 5 項及び実用発電用

原子炉の設置、運転等に関する規則第 9 3 条第 2 項の規定に基づき、確認を行うものである。

②検査内容

今回の検査においては、別表 1－3 に示す発電所（号機）に対し、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査及び関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

③検査結果

検査の結果、各発電所（号機）においては、所内で定められた手順書等に従い、安全確保上重要な行為の保安活動が適切に実施されており、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

（３）保安検査期間外の保安規定違反について

平成 26 年度第 3 四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

2. 特定原子力施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所）

（１）平成 26 年度第 3 回保安検査の結果

①検査の目的

平成 25 年 8 月 14 日に認可された、福島第一原子力発電所に設置する特定原子力施設の実施計画（以下「実施計画」という。）に定める保安のための措置※³の実施状況に関して、原子炉等規制法第 6 4 条の 3 第 7 項の規定に基づき、確認を行うものである。

※ 3 実施計画第Ⅲ章「特定原子力施設の保安」に定められている、従来の保安規定に相当する部分。

②検査実施期間及び検査実施者

別表 1－4 に示す期間、福島第一原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

③検査内容

別表 1－4 に示すとおり、福島第一原子力規制事務所が、実施計画に定める保安のための措置に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。

④検査結果

検査の結果、別表 1－4 に示すとおり、実施計画の違反に該当する事象は認められなかった。

（２）保安のための措置上必要と認める保安検査結果について

①検査の目的

事業者が行う行為に対し、原子力規制委員会が、実施計画に定める保安のための措置の適正な実施を確保するため必要と認める場合、原子炉等規制法第 6 4 条の 3 第 7 項及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第 4 0 条第 2 項の規定に基づ

き、確認を行うものである。

②検査内容

平成25年11月13日から平成26年12月25日の間、福島第一原子力発電所4号機使用済燃料プールからの燃料取出し作業に対し、記録の確認及び必要に応じて現場立会を行うことにより、実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。

③検査結果

平成26年12月25日までに、使用済燃料プールに保管されている燃料集合体1533体の移送が完了し、実施計画に従って行われていないと判断される事象は認められなかった。

(3) 保安検査期間外の実実施計画違反について

平成26年度第3四半期では、保安検査期間外において、「監視」に該当する事象が1件（配管未接続部からの多核種除去設備処理水漏えいについて）確認された。詳細な内容は別表1－5のとおり。

3. 運転上の制限の逸脱に対する立入検査結果等について

平成26年度第3四半期では、発電用原子炉施設（特定原子力施設を含む）において運転上の制限を逸脱した事象は発生しなかった。

II. 核燃料施設等に係る保安検査について（別添2参照）

1. 平成26年度第3回保安検査の結果

(1) 検査の目的

加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設（廃止措置中のものに限る）、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び核燃料物質の使用施設（以下「核燃料施設等」という。）に係る原子力安全を確保するために、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者及びそれらの従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況に関して、原子炉等規制法第22条第5項、第37条第5項、第43条の3の24第5項、第50条第5項、第51条の18第5項又は第56条の3第5項の規定に基づき、確認を行うものである。

(2) 検査実施期間及び検査実施者

別表2－1に示す期間において、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

(3) 検査内容

今回の検査においては、別表2－1に示すとおり事業所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目及び重点検査項目等を設定し、施設への立入り、物件検査及び関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

(4) 検査結果

検査結果は、別表2－1に示すとおりである。このうち、「保安規定違反」に該当する事象が、独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）において1件（材料試験炉^{※4}（以下「JMTR」という。）

における保安活動の実施不備)確認された。

また、「監視」に該当する事象が、同機構原子力科学研究所において1件(高減容処理施設※⁴の防護手引における火災対応の未整備)確認された。

詳細は別表2-2のとおり。

※4 試験研究用等原子炉施設と核燃料物質の使用施設の供用施設。

①大洗研究開発センター(北地区)

JMTRの第3排水系貯槽(Ⅱ)において、同排水系の老朽化による不具合に伴い排水が滞り、平成25年6月20日、廃樹脂貯槽液面高の警報装置が作動した。その後1年以上にわたり警報装置が作動し続け、平成26年9月11日、当該貯槽から放射性物質を含む汚染水が建屋内1階(非管理区域)へ漏えいした。本事案は、非管理区域への放射性物質の漏えいとして、原子炉等規制法に基づき原子力規制委員会へ報告された。

警報装置が作動した場合の措置として、状況及び原因に係る調査は行われていたが、警報装置が作動する原因の除去を含め、通常運転状態へ復旧させるための措置が適切に講じられていなかったこと及び組織内において必要な業務報告を怠っていたことが確認されたことから「保安規定違反」と判定する。

本違反に係る原因究明、再発防止策については、上記非管理区域への放射性物質の漏えいと密接に関連することから、当該事象に係る法令報告の評価及び今後の保安検査等を通じて確認していくこととする。

②原子力科学研究所

高減容処理施設のうち金属溶融設備及び焼却・溶融設備に関して、当該施設は、放射性物質を処理する運転(ホット運転)が可能な状態であったが、当該施設の防護活動手引のうち、核燃料物質等で汚染された物を扱う場合の火災対応が未整備であったことが確認された。当該施設の金属溶融設備及び焼却・溶融設備は、ホット運転が可能な状態ではあるが、これまで核燃料物質等で汚染された物を扱っていないことを踏まえ「監視」と判定する。

2. 保安検査期間外の保安規定違反について

平成26年度第3四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

発電用原子炉施設に係る保安検査結果報告

別表 1－1：平成 26 年度第 3 回保安検査 検査項目及び検査結果

(1/17)

発電所名	北海道電力株式会社泊発電所
検査実施期間	11月25日（火）～ 12月5日（金）
検査項目	1) 基本検査項目（下線は、保安検査実施方針^{*1)}に基づく検査項目。） ①不適合管理の実施状況 ②新規制基準を踏まえた安全対策の実施状況（東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況） ③放射線管理の実施状況 ④過去の違反事項（監視）に係る改善措置状況 ⑤不適合等管理委員会における不適合管理の実施状況（抜き打ち検査） ⑥協力会社の放射線防護の実施状況（抜き打ち検査） 2) 追加検査項目^{*2)} なし
検査結果 （報告書の総合評価部分を抜粋）	今回の保安検査においては「不適合管理の実施状況」「新規制基準を踏まえた安全対策の実施状況（東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況）」「放射線管理の実施状況」「過去の違反事項（監視）に係る改善措置状況」「不適合等管理委員会における不適合管理の実施状況（抜き打ち検査）」及び「協力会社の放射線防護の実施状況（抜き打ち検査）」を基本検査項目として検査を実施した。 基本検査の結果「不適合管理の実施状況」については、保安規定及び社内規程に基づき、管理区分を設定し、原因の分析、是正・予防処置を実施するとともに、各課からの進捗状況や完了予定の確認を行い、当該処理を促進する活動を行っていることを確認した。 「新規制基準を踏まえた安全対策の実施状況（東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況）」については、緊急安全対策等として進めてきた「敷地海岸部への防潮堤設置工事」「新規貯水設備の設置工事」「電路等設置工事」「防火帯設置工事」等が計画に基づき進捗しており、また、配備した資機材については、要則に基づく維持・管理を適切に実施していることを確認した。 「放射線管理の実施状況」については、社内規程に従い、管理区域の設定・変更・解除の管理、放射線業務従事者の被ばく管理、管理区域からの物品移動管理、協力会社の放射線防護を適切に実施していることを確認した。 「過去の違反事項（監視）に係る改善措置状況」については「泊発電所不適合是正管理要領」に基づき、処置担当課である工事担当課及び品質保証室が直接原因分析を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施していること、また、背後要因を抽出するための根本原因分析（RCA）を行い、その結果に基づく対策案について、分析チームからRCA委員会に対して報告していること等を確認した。 「不適合等管理委員会における不適合管理の実施状況（抜き打ち検査）」については、今回の保安検査期間中に新規に発生した不適合はなかったが、不適合処理状況確認に係る不適合等管理委員会に抜き打ちで立会を行い、設定した完了期限を踏まえ、処置の進捗状況を確認するとともに、今後とも適切な処置を進めていくよう各課室に周知したことを確認した。 「協力会社の放射線防護の実施状況（抜き打ち検査）」については「追加2）2号機安全弁・逃し弁点検」の請負作業を選定し、抜き打ちで作業現場に立会を行い、被ばく低減対策等の放射線防護上の措置が、放射線管理要領書に従い適切に実施していることを確認した。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、発電用原子炉設置者から施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視を行った結果、問題となる事項は認められなかった。

	以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。
--	--

*1) 原子力規制委員会が示す保安検査の重点方針及び各規制事務所における前年度の評価結果を踏まえ、各規制事務所が当該年度の検査で実施する項目及び実施時期を明確にしたもの。

*2) 保安規定違反の取扱いに定める違反の区分で「違反」以上の判定を行った場合等に実施する検査。

発電所名	東北電力株式会社東通原子力発電所
検査実施期間	11月25日(火) ～ 12月5日(金)
検査項目	1) 基本検査項目 (下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) ①品質マネジメントシステムの維持・改善状況 ②定期安全レビューの実施状況 ③過去の違反事項(監視)に係る改善措置状況 ④保安教育の実施状況(抜き打ち検査) ⑤防災訓練等の実施状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、「品質マネジメントシステムの維持・改善状況」、「定期安全レビューの実施状況」、「過去の違反事項(監視)に係る改善措置状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。 基本検査の結果、「品質マネジメントシステムの維持・改善状況」については、今年度上期の品質保証活動に対する発電所長レビュー及びマネジメントレビューにおいて、上期インプットの作成、上期アウトプットの決定及び品質方針のレビューに係る文書の作成・確認・承認等の手続きが関係手順書等に従い実施され、マネジメントレビューに基づくアウトプットが社内に周知されていることを確認した。また、マネジメントレビューに基づくアウトプットを踏まえ、実施部門の管理責任者は指示事項を発出する準備段階であることを確認した。 「定期安全レビューの実施状況」については、「業務計画」及び「実施手順書」が作成されており、“実施体制”“目的”“手順”“工程”等が明確に定められていること、対象とすべき保安活動全てを評価対象としており、各保安活動の目的、活動内容等を明確にした上で、中長期的な視点に立脚した評価の実施及び評価の方法、より一層の安全性や信頼性の向上に向けた追加措置の検討等について明確に定められていることを確認した。 「過去の違反事項(監視)に係る改善措置状況」については、平成25年度第2四半期の保安規定違反(監視)「女川原子力発電所の不適合に対する東通原子力発電所における予防処置の一部未検討」に対する根本原因分析の結果を踏まえ、再発防止対策の対象である「業務の計画および実施要領」の改訂版が作成され確定前の審議の準備段階にあること及び当該文書及び対策内容を周知するための教育資料の作成並びに説明会の実施にかかる計画が策定されていること等を確認した。 「保安教育の実施状況」については、抜き打ち的手法を用いて、保安規定に基づく手順書に従い、今年度の保安教育計画が作成され、必要に応じて計画を見直し、計画された教育が漏れなく確実に実施されていることを記録により確認した。また、上期マネジメントレビューのための発電所長レビューにおいて、特段課題がないものとして評価されていることを確認した。 「防災訓練等の実施状況」については、抜き打ち的手法を用いて、保安規定に定める原子力防災組織の要員に対する緊急事態に対処するための訓練等が今年度の計画どおり確実に実施されていることを確認した。また、保安規定に定める“異常時の措置”を確実に実施するために必要な措置、対応手順が明確に定められていることを確認した。更に、今回の保安検査期間中において発電直による異常時の措置に係るシミュレータ訓練が計画されていたことから、この訓練に立合い、異常時の状況把握、通報連絡、操作等が確実に実施されていることを確認した。 なお、異常時の措置に係るシミュレータ訓練への立合いに際しては、非常時操作手順書等の異常時の措置に係る関連手順書及びその体系、対応フロー図等をあらかじめ確認しておき、事象の進展とその対応手順を把握した上で、原子力安全上重要なポイント及び発電直がチームとして対応する上で重要なポイ

	ントに着眼して立会いを実施した結果、実際に適切に対応されていることを確認した。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、発電用原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、保安規定違反となる事項は認められなかった。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目等に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。
--	---

発電所名	東北電力株式会社女川原子力発電所
検査実施期間	12月1日(月) ～ 12月12日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) ①不適合管理、是正処置、予防処置の実施状況 ②放射線管理の実施状況 ③巡視点検の実施状況 ④過去の違反事項(監視)に係る改善措置状況 ⑤マネジメントレビュー等の実施状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、「不適合管理、是正処置、予防処置の実施状況」、「過去の違反事項(監視)に係る改善措置状況」、「マネジメントレビュー等の実施状況(抜き打ち検査)」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。 基本検査の結果、「不適合管理、是正処置、予防処置の実施状況」については、保安調査での情報を踏まえて不適合事象を抽出し、「不適合管理・是正処置・予防処置要領」等に基づき、不適合事象検討会にて不適合管理に係る事象説明、不適合区分の考え方、不適合処置、直接原因分析実施の要否、分析結果、是正処置、予防処置等が適切に審議されていることを、不適合処置票の確認及び不適合事象検討会に陪席し確認した。 過去の違反事項(監視)に係る改善措置状況については、平成26年度第2回保安検査における2号機地震後の設備健全性確認の記録不備の保安規定違反(監視)について、発電用原子炉設置者(以下「事業者」という。)による点検記録の再確認の実施及び改善措置の実施状況を確認した。 2号機地震後の設備健全性確認に係る点検記録全数(約33,000機器、約82,000ページ)について事業者が再確認した結果、前回の保安検査において判明した同様な記録不備が認められた。具体的には、構造的に存在しない構成部位等の点検が記録上実施されている事象が207件、点検結果が「否」にもかかわらず不適合管理を実施せずに次工程に進めた事象が23件、点検結果が「否」にもかかわらず不適合管理を実施しなかった事象(次工程に進めた事象を除く)が114件、事業者が確認済みの当該点検記録をその後供給者が訂正した事象が163件、記録と現場の銘板データが異なっているにもかかわらず事業者が内容確認済みとしている事象が392件、記録に記載漏れがあるにもかかわらず事業者が内容確認済みとしている事象が1,128件、記録の訂正に関して「文書管理・記録管理運用要領書」に則していない事象が2,161件あることを事業者の報告により確認した。 また、改善措置の実施状況については、事業者が実施している原因分析及び再発防止対策の実施状況について確認したところ、点検結果が「否」にも係わらず不適合管理を実施しなかった事象の一部が、直接原因分析の対象に含まれていないことを確認したことから、この件を含めて再度直接原因分析を実施し、根本原因分析を実施するよう文書により指導することとした。 なお、上記以外の安全維持点検結果について抜き打ち検査により確認したところ、調達仕様書をもとに作成された工事要領書のとおり点検及び記録管理がなされており、同様の問題がないことを確認した。 マネジメントレビュー等の実施状況については、「マネジメントレビュー要領」等に基づき、発電所長レビューが品質保証会議において実施され、インプット情報として、「監査の結果」、「原子力安全の達成に関する外部の受け止め方」、「プロセスの成果を含む実施状況ならびに検査及び試験の結果」等の活動結果を分析及び評価していることを、女川原子力発電所品質保証会議議事録で確認した。また、発電所長のアウトプットとして、「品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善」、「業務の計画及び実施にかかわる

	改善」及び「資源の必要性」が示され、社長が実施するマネジメントレビューへのインプットとしていることを、原子力安全推進会議議事録等で確認した。 さらに、原子力安全推進会議にて社長が実施したマネジメントレビューのアウトプットとして、「平成26年度（上期）原子力品質マネジメントレビューのアウトプット」が発出されていることを確認した。この中で、特に「品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善」については、第2回保安検査において違反（監視）事項とされた点検記録の不備に対して、品質保証活動に係る根本的な問題として、再発防止対策を立案し、浸透・徹底を図ることが示され、この社長アウトプットに基づき、管理責任者（火力原子力本部長）からは、品質保証活動の重要性を再認識するよう指示事項が発出されていることを確認した。 上記以外の検査項目についても、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、事業者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視・定例試験（2号機可燃性ガス濃度制御系手動起動試験）等への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、2号機地震後の設備健全性確認点検記録の不備に係る指導を除き、良好なものであったと判断する。
--	---

(4/17)

発電所名	東京電力株式会社福島第二原子力発電所
検査実施期間	12月1日(月) ～ 12月12日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) ①安全対策等の実施状況 ②内部監査の実施状況 ③放射性固体廃棄物管理の実施状況 ④火災発生時の対応の実施状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 保守管理の不備に係る保安規定違反の改善措置状況
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては「安全対策等の実施状況」、「内部監査の実施状況」、「放射性固体廃棄物管理の実施状況」及び「火災発生時の対応の実施状況」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。 「安全対策等の実施状況」については、保安規定第17条の2で規定している電源機能喪失時における「要員の配置」、「要員に対する訓練」及び「資機材の配備」のそれぞれに対する計画・実施・評価・改善の実施状況について確認したところ、事業者が定める「原子力災害対策マニュアル」において原子力事業者防災業務計画の策定等を規定しており、緊急時対策要員構成表の作成・更新、防災訓練の実施、原子力防災資機材及び原子力防災資機材以外の資機材の整備等について定められていることを確認した。しかし、保安規定第17条の2で規定している、「要員の配置」、「要員に対する訓練」が当該マニュアルに含まれており、実施されていることは確認できたものの、「資機材の配備」の計画の策定や定期的な評価及び評価の結果に基づいて講じた必要な措置について明確に記載されていないため、保安規定に基づくこれらの活動が実施されていなかった。したがって、保安規定第17条の2の履行が不十分と判断し、保安規定違反(監視)と判定した。本件については、今後の保安検査等において、その改善状況について確認していくこととした。 「内部監査の実施状況」については、平成26年度品質監査計画策定方針に基づき品質監査計画が策定され、業務品質監査が実施され、監査の結果に基づき品質監査報告書が作成されていることを確認した。業務品質監査の監査対象である不適合事象については、不適合管理委員会の審議案件から抽出した対象候補のリストが作成されているものの、業務品質監査対象として選定された不適合案件及びその選定理由が明確にされていないことから改善を図るため指摘した。 「放射性固体廃棄物管理の実施状況」については、平成26年度放射性固体廃棄物管理計画は発生所管部門の過去の実績に基づく廃棄物発生予測量を踏まえ、適正に策定されていることを確認した。平成26年度は焼却設備やプラスチック固化設備の故障による稼働率の低下に伴い、可燃性の雑固体廃棄物や濃縮廃液の減容・固化処理について計画された処理量が達成できていないが、放射性固体廃棄物貯蔵庫の保管能力に余裕があるため固体廃棄物管理上支障がないことを確認した。照射廃棄物については、サイトバンカの保管能力に余裕があること、使用済樹脂及びフィルタスラッジの貯蔵については、今後の発生量によって対策が検討されることを確認した。 雑固体廃棄物が保管される常設集積場所や仮設集積場所については、集積量の管理目標値を定めて管理されており、放射線量の測定が定期的又は集積量変動時に実施されていることを確認した。平成26年度には雑固体廃棄物仮設集積場所が19箇所中3箇所解除されており、12月に焼却設備の運転が再開されているため、さらに解除される予定であることを確認した。 「火災発生時の対応の実施状況」については、初期消火活動を行う要員が常駐しており、要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定めていること、保安規定に定める化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備していること、巡視要領により火災発生の有無を確認することを定めていること、初期消火活動のための

	総合的な訓練及び初期消火活動の結果の評価が実施されていること等を確認した。また、一部の資機材が点検のため使用できない状態においても、緊急時に必要とされる数量が確保できるよう資機材を充足する改善が図られることを確認した。加えて、当直長席の消防機関への通報電話機、当直員が使用する防火服、化学消防自動車、泡消火薬剤、耐熱服等の消防資機材、防火水槽等の配備状況を現場確認した。 「保守管理の不備に係る保安規定違反の改善措置状況」については、平成22年度に原子力安全・保安院が発出した文書「柏崎刈羽原子力発電所、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の点検周期を超過した機器における保安規定違反について（指示）」（23原企課第19号 平成23年3月2日）に対する改善措置状況を確認するため、組織要因（多数の点検機器を合理的に管理するための必要な方法の不足）に対する再発防止対策（点検実績及び点検周期に基づくシステムによる点検計画の自動作成）の実施状況を確認し、10月から運用が開始されたことを確認した。この再発防止対策については、平成26年12月及び平成27年4月に当該業務に係る有効性評価が行われる予定であることを確認したので今後の事業者の行う評価の状況を保安検査等で確認していく。また、その他の組織要因及び直接要因に対する再発防止対策については、保安活動の一環として定着していることを確認した。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、発電用原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、保安規定違反となる事項は認められなかった。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、安全対策等の実施状況に係る保安規定違反（監視）を除き、選定した検査項目に係る保安活動は、概ね良好であったと判断する。
--	--

発電所名	東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所
検査実施期間	11月25日(火) ～ 12月8日(月)
検査項目	1) 基本検査項目 (下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) ①マネジメントレビューの実施状況 ②内部監査の実施状況 ③放出管理用計測器の管理状況について ④保安教育の実施状況について ⑤運転管理 地震・火災等発生時の対応 (抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、「マネジメントレビューの実施状況」「内部監査の実施状況」「放出管理用計測器の管理状況」「保安教育の実施状況」「転管理 地震・火災等発生時の対応 (抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。 平成26年度上期の発電所長の行うマネジメントレビューが実施されたことから、保安規定第3条「5. 6 マネジメントレビュー」に関する活動状況を検査した。 平成25年度マネジメントレビューからのアウトプット、「現場力の強化について、誰が何を出来るのかということをしかりと管理し、ただ何かを実行したと言うだけでなく、その後誰が何を出来るようになったかというマネジメント側の現状把握を行うこと。」に対する柏崎刈羽原子力発電所における対応として、現場力強化については、緊急設備の保全プログラムの確立、保全部員によるアクシデントマネジメント (以下「AM」という。) を超えた事故への対応力強化などについて取り組んでいることを平成26年度上期発電所長の行うレビュー議事録から確認した。マネジメント側の現状把握については、発電所員の「力量管理票」に加え、実務に即した演習・研修に基づく現場力評価を目的とした「人材育成カルテ」の整備が行われていることをフォローアップ事項一覧表 (平成26年度上期本部長レビューインプット用) で確認した。更に、アウトプット項目ではないものの、平成25年度マネジメントレビューにおける社長の総括コメントを受け、安全文化醸成活動の一環として、安全性向上に着目した地道な取組を実践する所員を所長が表彰するなど、働きがいや誇りの持てる職場風土の醸成に取り組んでいることを確認した。 なお、マネジメントレビューの実施状況について、実施者である発電所長へのインタビューを行い、レビューの方針等について聴取した。 発電所内部監査の実施状況について、平成25年度の監査結果を踏まえ、目的を明確にし、適切に計画・実施されているかを記録等により検査した。 平成25年度管理責任者レビューにおける品質監査活動の実施状況と評価より策定された平成26年度監査方針及び効率的な監査活動を目的とした監査関連活動の方針に基づき、①原子力安全・品質向上の視点、②柏崎刈羽の復旧に係る対応の視点、③現場の実態把握や情報共有・収集活動強化が平成26年度柏崎刈羽原子力発電所の監査計画として策定されていることを「平成26年度品質監査計画 (柏崎刈羽品質・安全監査部)」により確認した。 平成26年度上期に建築グループ等9グループに対する監査を実施した結果、臨時点検の業務内容が委託追加仕様書に記載されていなかった等の指摘事項等を抽出している。指摘事項等の処置については、「原子力品質監査基本マニュアル」に従い、柏崎刈羽品質・安全監査部が作成した「是正処置管理票」に被監査部門が処置計画及び処置完了状況報告を記入し、それを柏崎刈羽品質・安全監査部長が確認する管理を行っていることを確認した。 また、監査関連活動方針に従い、不適合管理委員会等、所内の各種会議への陪席や現場パトロールにより、発電所の課題、活動状況、設備管理状況等、現場実態の把握に努めると共に、発電所長との意見交換についても今年度は2回

実施していることを確認した。

保安規定第90条に定める放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物の放出管理用計測器の管理が適切に実施されているかを記録等により検査した。

検査の結果、「保守管理基本マニュアル」「計測器管理マニュアル」等に従って、放出管理用計測器の点検、校正及び保管などの業務計画が「放射線・化学管理用計測機器の点検・校正計画表」、「計測制御設備点検計画表」として策定されていることを確認するとともに、適切に実施されたことを「計測器管理台帳」等の記録で確認した。

放出管理用計測器の数量及び使用不能となった場合の代替品については、「保守管理基本マニュアル」「原子力発電所予備品・設備予備貯蔵品管理マニュアル」等に従って点検を行ない、確保されていることを「計測器管理台帳」等の記録で確認した。

代替品の現場保管状況に関しては、大湊側予備品倉庫、6／7号機サービス建屋現場計器室で確認を行った結果、保管場所は代替品の性能維持、点検容易性、運搬性等、「原子力発電所予備品・設備予備貯蔵品管理マニュアル」で要求される条件を満足しており、代替品のサンプル確認においても、「予備品台帳」の記録と相違なく保管され、適切に保管管理されていることを確認した。

保安規定第119条に定める協力企業従業員への保安教育が、発電用原子炉施設の運転、管理及び作業を円滑に行うために必要な教育として適切に実施されているかを検査した。

協力企業従業員に対して発電所入所時に実施する、安全上必要な教育等の保安教育の内容、業務手順等が「保安教育マニュアル」に規定されている。それに基づいて柏崎刈羽原子力企業協議会に登録された講師が保安教育を実施し、保安教育の結果は発電用原子炉設置者の主管グループに報告され、記録として保管されていることを「構内業務登録・発電所立入許可申請書・構内作業従事者登録申請書」等で確認した。また、保安教育の実施状況の確認及び内容の評価を目的として、発電用原子炉設置者の人材育成 GM が指名した各主管 GM が教育現場の立会いを実施していることを「保安教育立会報告書」で確認した。

なお、「放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助」及び「燃料取替に関する業務の補助」を行う協力企業従業員については、放射性物質による災害防止上重要な設備に係るという観点から、その業務を受託する企業が予め対象者の保安教育実施計画を策定し、その内容を発電用原子炉設置者の発電 GM 及び燃料 GM が確認し、原子炉主任技術者の確認及び発電所長の承認を得ると共に、その結果が年度ごとに発電所長に報告されていることを「RW 運転員保安教育計画書」「RW 運転員保安教育報告書」等により確認した。

火災警報装置の警報が発生した場合、誤警報と確認されるまでは初期消火活動として、消防機関への通報、初期消火要員の確保、初期消火用資機材の配備等の対応が行われる必要があることから、これらの手順等を中央制御室にて確認するとともに、初期消火活動のための体制の整備状況を確認することとして抜き打ち検査を実施した。

火災警報発生（自動火災報知器が発報）時の対応としては、第一報として当直長は直ちに公設消防に火災警報発生の通報をし、防護本部監視室に初期消火班（消防車隊）の出動ための連絡及び公設消防に通報したことを連絡し、これと並行して、第一又は第二運転管理部長（時間外は夜間当番者等）に連絡すると共に、直ちに火災警報発生箇所の現場確認を行い、第二報として火災の有無が確認でき次第、公設消防に通報するとしていることを「防火管理要領」等により確認すると共に、中央制御室にて当直長等にインタビューを行い確認した。

初期消火要員の確保については各号機とも当直員4名（バックアップ要員確保しており、運転業務に支障なし）、委託消防隊詰所の委託消防隊6名、正副防護本部に警備員3名、放射線測定当番2名により、24時間15名体制を確保していることを、「自衛消防隊編成表」にて確認すると共に、中央制御室、委託消防隊詰所等の現場において確認した。

初期消火用資機材の配備については保安規定第17条に定める化学消防車 1

	台、水槽付消防ポンプ１台を配備すると共に、泡消火剤を１５００リットル確保し、増強資材として、化学消防車の予備１台、追加泡消火剤１０００リットルを保有し、これ以外に、防火水槽、耐熱服一式、防火服一式、初期消火要員用ＰＨＳ、携帯無線機等保有していることを「防火管理要領」及び「消防資機材一覧表」にて確認すると共に、中央制御室、自衛消防センター等の現場において確認した。 保安検査期間中も発電用原子炉設置者から、運転管理状況の聴取、記録確認を行うと共に、発電用原子炉施設の巡視を実施し、異常の無いことを確認した。 以上のことから、平成２６年度 第３回保安検査を実施した結果を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。
--	--

発電所名	日本原子力発電株式会社東海第二発電所
検査実施期間	11月25日(火) ～ 12月8日(月)
検査項目	1) 基本検査項目 (下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) ①不適合管理の実施状況 ②コンプライアンス・安全文化醸成活動の実施状況 (本店検査含む) ③マネジメントレビュー及び内部監査の実施状況 (本店検査含む) ④放射性固体廃棄物管理の実施状況 ⑤初期消火活動体制の整備状況 (抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、「不適合管理の実施状況」、「コンプライアンス・安全文化醸成活動の実施状況」、「初期消火活動体制の整備状況」等を基本検査項目として選定し検査を実施した。 「不適合管理の実施状況」については、平成20年度～25年度に発生した設備に係る不適合事象のうち、処理が完了していない不適合事象に着目して検査を実施した。その結果、平成26年10月3日時点で処理が完了していない不適合事象が192件あり、規制当局又は自治体等への対外報告が必要となるレベル3 (以下「L3」という。) 以上の不適合事象は全て処理が完了していることを「東海第二発電所未完了の不適合管理票について (平成20年度～平成25年度)」により確認した。 また、処理が完了していない192件のうち、プラント運転状態での最終確認試験等を実施するため、不適合処理の完了時期をプラント起動時点としているものが51件あること、そのうち再発防止のために是正処置が必要となるレベル2 (以下「L2」という。) の不適合事象が7件あり、制御棒駆動系に係る不適合事象が5件と大半を占めていることを確認した。制御棒駆動系が「安全機能の重要度分類指針」ではMS-1に分類される最も重要度の高い系統であることから、今後の不適合処理の計画について確認したところ、次年度から原因調査と是正処置を開始する計画であることを「中長期設備修繕計画」等により確認した。 平成26年度のコンプライアンス・安全文化醸成活動については、「a. 各室が品質目標を設定して実施するもの」、「b. コンプライアンス・安全文化醸成活動推進委員会が重点施策として推進するもの」及び「c. 各室が個別業務として実施するもの」に3分類し、各分類の実施項目について実施部門が活動計画を策定し、コンプライアンス・安全文化醸成活動推進委員会に報告することを推進委員会議事録等により確認した。 平成26年度上期の発電所の活動状況を確認した結果、「a. 各室が品質目標を設定して実施するもの」については、平成26年度の品質方針に基づき設定された発電所の品質目標の各項目に従って、各室で設定した品質目標に対して、定量的な指標を設定し、品質保証室が達成度を管理し、平成26年度上期の進捗をコンプライアンス・安全文化醸成活動推進委員会に報告していることを確認した。 「b. コンプライアンス・安全文化醸成活動推進委員会が重点施策として推進するもの」については、平成26年度の重要施策として、「モチベーションの維持向上」、「技術力の維持向上」及び「外部から得られる知見・教訓の反映」の3項目が設定されており、重点施策ごとに発電所の対応する各室が、本店発電部門等と連携して具体的な活動計画を策定し、コンプライアンス・安全文化醸成活動推進委員会に平成26年度上期の実績を報告していることを、推進委員会議事録等により確認した。 「c. 各室が個別業務として実施するもの」については、東海第二発電所の各室又はトラブル検討会のような横断的な所内委員会等で実施している具体的な活動に関連づけを行い、総務室がマネジメントレビューのインプット確認

	として実施する発電所レビューの中でとりまとめ、評価する計画であることを聴取により確認した。 平成２６年度上期の本店業務の該当する活動状況について、本店検査で確認した結果、上記３分類のうち該当する項目について、本店各室で策定した活動計画を推進し、コンプライアンス・安全文化醸成活動推進委員会に報告していることを推進委員会議事録等により確認した。また、保安組織上の管理責任者に対して、安全文化醸成活動において自らの立場と取組み姿勢及び実施事項をインタビュー形式で聞き取りを行ったところ、安全文化醸成のため、安全文化醸成活動実施方針に定める活動を実施していること、具体的には本店と発電所で定期的なコミュニケーション活動が行われていること等を確認した。なお、実施部門の管理責任者が、内部監査を担当する考査・品質監査室の担当役員でもあることから、内部監査の客観性と公平性についての認識を確認したところ、事業者から、考査・品質監査室への関わりについては実施部門とは完全に区切っているが、内部監査の客観性、透明性の観点から疑義が生じないように改善を検討していく、との回答を得たことから、内部監査の有効性の確認及び体制に係る改善状況を引き続き確認していく。 「初期消火活動体制の整備状況」については、抜き打ちで検査を行い、発電所において火災が発生した場合に、迅速な初期対応がとれるよう、初期消火活動のための体制が整備されているかについて確認した。 初期消火活動を行う要員については、夜間・休日においても、１１名以上を常駐させるとともに、各要員の役割を規定し、火災発生時の通報連絡体制及び初期消火活動体制を定めていることを「災害・事故・故障・トラブル時の通報連絡要領」及び「災害対策要領」により確認した。 火災発生時における初期消火活動のために必要な資機材については、「災害対策用常備資機材整備基準」に基づき資機材の種類、数量及び配備場所を規定するとともに、あらかじめ定めた管理担当グループが定期的に点検を実施していることを「災害対策要領」及び「常備資機材点検記録」により確認した。 初期消火活動のための体制については、平成２６年３月１８日に実施した総合火災訓練の評価結果に基づき、基本動作の徹底、ホースの軽量化等、自衛消防隊の課題を抽出するとともに、課題を解決するために訓練内容の見直し等を計画し、平成２６年度に実施する総合火災訓練で検証する計画であることを「平成２５年度初期消火活動のための体制の評価結果報告書」により確認した。 その他の検査項目については、保安規定等に基づき各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となるような事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、発電用原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。
--	---

(7/17)

発電所名	中部電力株式会社浜岡原子力発電所
検査実施期間	11月25日(火) ～ 12月5日(金)、12月11日(木)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) ①安全文化醸成活動の実施状況 ②安全性向上対策の実施状況 ③調達管理の実施状況 ④燃料管理の実施状況 ⑤保守管理の実施状況 ⑥仮置き資材の管理状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、平成26年度の保安検査重点方針等に基づく「安全文化醸成活動の実施状況」、「安全性向上対策の実施状況」、「保守管理の実施状況」等の基本検査項目について検査を実施した。 「安全文化醸成活動の実施状況」の検査においては、前回保安検査(平成26年度第2回)では、安全文化醸成活動に係る文書・記録類の確認により、安全文化醸成活動がQMSに組み込まれ、本年度の年度計画が前年度の評価結果等を反映して策定されていることを確認した。今回の検査では、マネジメントレビューにおける安全文化醸成活動に係る項目や年度計画の策定・承認等の行為に関わった経営層・管理職等の関係者へのインタビューを通して前回検査結果と関係者の認識等に不整合がないこと、経営層の関与のもとで安全文化醸成活動が確実に実施されていること等を確認した。 「安全性向上対策の実施状況」については、平成26年度第2回保安検査に引き続き、安全性向上対策工事の実施が工程表により管理され、要員の配置、要員に対する訓練や評価、資機材の追加配備等、電源機能等喪失時等における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備が進められていることを確認した。 「調達管理の実施状況」については、事業者が定めている調達プロセスを確認した。また、3号炉、4号炉及び浜岡原子力発電所の共通施設に係る保安措置として行われている調達業務を選定し、事業者が定めた調達プロセスに従って調達業務が実施されていることを確認するとともに、調達業務を実施する中で検知された不適合に対する処置及び再発防止のための是正処置の実施状況についても確認した。 燃料管理の実施状況については、燃料中の放射性物質の放出による放射線被ばく及び環境汚染防止の観点から保安規定第5章で規定されている内容が遵守されていることを確認することとし、5号炉使用済燃料貯蔵プールに移送・貯蔵されている2号炉使用済燃料、本年度第1四半期から第2四半期にかけて3号炉炉心から移動された燃料集合体等の管理状況について確認した。また、海水が混入した5号炉使用済燃料の健全性確認については、その進捗状況等について確認した。 「保守管理の実施状況」については、保守管理の実施方針が改定され、保守管理目標等の設定が行われていることを確認するとともに、長期停止となっている原子炉の状態に応じて特別な保全計画が手順書に基づき適切に策定され、その保全計画に基づき点検等が計画どおり実施されていること、5号機の海水流入対応については、保守管理目標に設定され、業務執行計画等に基づき影響調査を実施していることを確認した。 「仮置き資材の管理状況」については、社内手引類に従って定められた仮置き標示が、定められた箇所に設置され、適切に管理されていることを、表示類管理台帳(仮置き標示)から抽出した4号炉の資材置き場において、仮置き標示が確実に実施されていることを確認した。 検査を実施した項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施

	されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、事業者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。
--	--

発電所名	北陸電力株式会社志賀原子力発電所
検査実施期間	12月1日(月) ～ 12月12日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) ①新基準を踏まえた対応の実施状況(緊急安全対策等の実施状況) ②定期安全レビューの実施状況 ③放射性廃棄物管理の実施状況 ④記録及び報告の実施状況 ⑤緊急安全対策等の訓練の実施状況(立会)(抜き打ち検査) ⑥放出管理用計測器の管理状況(立会)(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、「新基準を踏まえた対応の実施状況(緊急安全対策等の実施状況)」、「定期安全レビューの実施状況」、「放射性廃棄物管理の実施状況」、「記録及び報告の実施状況」、「緊急安全対策等の訓練の実施状況(立会)(抜き打ち検査)」及び「放出管理用計測器の管理状況(立会)(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し検査を実施した。 「新基準を踏まえた対応の実施状況(緊急安全対策等の実施状況)」については、訓練等が適切に実施されているか検査を実施した。検査の結果、全交流電源喪失時における大容量電源車による給電訓練等が事前教育を行なった上で、手順書に従い訓練していることを教育・訓練実施報告書により確認した。また、訓練結果を踏まえ改善すべき事項を適切に手順書に反映していることを確認した。 「定期安全レビューの実施状況」については、過去10年の保安活動が適切であったかどうかを評価する計画となっているか検査を実施した。検査の結果、実施計画書の作成にあたり、所内にワーキング・グループを設置し技術課長を主査としていること、定期安全レビュー実施要領に従い、実施目的、評価対象期間、実施体制、具体的な実施手順及び実施工程の5項目について取りまとめられていること並びに原子力発電保安運営委員会の審議を経て承認されたことを議事録により確認した。 「放射性廃棄物管理の実施状況」については、社内要領に従い適切に実施されているか検査を実施した。検査の結果、日々の放射性廃棄物管理業務については、社内要領に具体的な管理方法が規定され、これらの規定に基づき適切に実施されていることを日誌により確認した。 「記録及び報告の実施状況」については、適切に作成・報告されているか検査を実施した。検査の結果、記録については「文書・記録管理要則」に基づき適切に作成されていること、報告については運転上の制限を満足しない事象を選定し、発電所長及び発電用原子炉主任技術者へ報告され、報告を受けた発電所長及び発電用原子炉主任技術者から社長及び原子力本部長へ適切に報告されていることを報告書により確認した。 一方、現場での抜き打ち検査として、保安検査期間中に行われる緊急安全対策等の訓練のうち「瓦礫撤去等重機操作訓練」等が適切に実施されているか検査を実施した。検査の結果、訓練については手順書に不備は認められず、かつ訓練は手順書に従い実施されていることを立会いにて確認した。さらに、現場での抜き打ち検査として、今回基本検査項目として選定した放射性廃棄物管理に用いる放出管理用計測器が適切に管理されているか抜き取りで検査を実施した。検査の結果、計測器は「保守業務管理要領」の点検基準表等に基づき点検・校正を実施し、その結果の確認・評価及び保全の有効性評価を行っていることを工事報告書等及び立会いにて確認した。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、発電用原子炉設置者からの施設の運転状況の聴取、運転記録の確認及び発電用原子炉施設の巡視を行った結果、特段問題が無いことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。

発電所名	日本原子力発電株式会社敦賀発電所
検査実施期間	12月1日(月) ～ 12月12日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) ①プラントの長期停止に伴う保安活動の実施状況 ②安全文化醸成活動の実施状況(本店検査含む) ③マネジメントレビュー及び内部監査の実施状況(本店検査) ④調達管理の実施状況 ⑤放射性固体廃棄物管理の実施状況 ⑥定期試験、定期点検等の実施状況(抜き打ち検査) ⑦放射線管理の実施状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、「プラントの長期停止に伴う保安活動の実施状況」「安全文化醸成活動の実施状況」「マネジメントレビュー及び内部監査の実施状況」「調達管理の実施状況」「放射性固体廃棄物管理の実施状況」「定期試験、定期点検等の実施状況(抜き打ち検査)」及び「放射線管理の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し検査を実施した。 検査の結果、「プラントの長期停止に伴う保安活動の実施状況」については、特別な保全計画等に基づく保安活動について、計画の策定及び有効性評価に基づく計画の改定並びに実施状況を確認した。併せて点検、補修等による不適合管理、是正処置及び予防処置についても適切に計画に反映され、長期停止中のプラントの安全が適切に保たれていることを追加点検計画表の改正状況、これに基づく追加点検工実施状況等により確認した。 「安全文化醸成活動の実施状況」に係る検査では、発電所の所員9名及び保安組織上の管理責任者に対して、安全文化醸成活動において自らの立場と取組み姿勢及び実施事項をインタビュー形式で聞き取りを行ったところ、安全文化醸成のため、安全文化醸成活動実施方針に定める活動を実施していること、具体的には本店と発電所で定期的なコミュニケーション活動が行われていること等を確認した。なお、実施部門の管理責任者が、内部監査を担当する考査・品質監査室の担当役員でもあることから、内部監査の客観性と公平性についての認識を確認したところ、事業者から、考査・品質監査室への関わりについては実施部門とは完全に区切っているが、内部監査の客観性、透明性の観点から疑義が生じないように改善を検討していく、との回答を得たことから、内部監査の有効性の確認及び体制に係る改善状況を引き続き確認していく。 「マネジメントレビュー及び内部監査の実施状況」については、マネジメントレビューのインプット情報となる発電所の「品質マネジメントシステム・レビュー結果」に基づくマネジメントレビューが適切に実施され、マネジメントレビューのアウトプットにより品質マネジメントシステム及びそのプロセスに基づく有効性改善等が適切に実施されていることを「第14回発電部門マネジメントレビュー・インプット情報」「第14回発電部門マネジメントレビュー実施記録」及び「第14回発電部門マネジメントレビュー改善計画書」により確認した。 「調達管理の実施状況」については、定期検査期間中の調達製品(役務を含む)について、供給者の供給能力の評価等に関する調達プロセスが適切であること、事業者と供給者の間において各調達要求事項が明確でかつ確実に授受されていること並びに調達製品(役務含む)が適切に検証されていることを確認した。 「放射性固体廃棄物管理の実施状況」については、放射性固体廃棄物の管理において、廃棄物の種類に応じて適切に処理され、廃棄施設等での貯蔵又は保管管理(貯蔵(保管)量、線量当量率等)されていること、また各年間管理目標値に対する処理及び管理実施状況についても確認した。 「定期試験、定期点検等の実施状況(抜き打ち検査)」については、保安検査期間中に実施されている定期試験、定期点検等に関し「敦賀発電所1号機格納容器冷却用海水系定検工事」及び「敦賀発電所2号機高経年化技術評価に伴う点検(蒸気発生器2次側点検)」について、現場確認を含め抜き打ちで検査し、要領書、手順書等が適切に作成されていること及び作成された要領書、手順書等に従って適切に実施されていることを確認した。

	「放射線管理の実施状況（抜き打ち検査）」については、所員及び協力企業への線量管理が適切に実施されていること並びに管理区域及び周辺監視区域境界付近における外部放射線に係る線量当量率等の測定及び評価が適切に実施されていることを確認した。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、発電用原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。
--	---

発電所名	関西電力株式会社美浜発電所
検査実施期間	12月1日(月) ～ 12月12日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) ① <u>プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況</u> ② <u>不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</u> ③ 品質保証活動の実施状況 ④ 放射性廃棄物管理の実施状況(抜き打ち検査) ⑤ 保全計画課の業務実施状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては「プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況」「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」「品質保証活動の実施状況」「放射性廃棄物管理の実施状況(抜き打ち検査)」及び「保全計画課の業務実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。 検査の結果「プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況」については、プラントが長期停止していることから、長期停止に伴い保管対策を継続的に実施している機器の管理が適切に実施されていることを記録により確認した。また、特別な保全計画に基づく追加点検の実施状況について、1, 2号機においては、適切に点検が実施されたことを工事報告書の記録により確認し、3号機においては、2回目の追加点検を実施中であることから、点検が適切に実施されていることを現場において確認した。 「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については、平成26年度第2回保安検査の確認時以降、是正処置が終了した事象、是正処置方法が決定された事象及び「不適合処置・是正処置票」が発行された事象から不適合の原因に応じた是正処置及び予防処置が「美浜発電所 品質マネジメントシステムに係る不適合管理および是正処置所達」(以下「不適合管理・是正処置所達」という。)等に基づき、適切に実施されていることを現場及び記録により確認した。 「品質保証活動の実施状況」については、平成26年8月25日に品質方針が見直されたことから、美浜発電所の各課(室)が、見直された品質方針に基づき品質目標等を設定し適切に活動が実施されていることを記録により確認した。 抜き打ち検査として「放射性廃棄物管理の実施状況」及び「保全計画課の業務実施状況」を確認した。「放射性廃棄物管理の実施状況」については、保安規定第6章で規定されている放射性廃棄物のうち放射性固体廃棄物の管理(第100条)及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理(第100条の2)等が「美浜発電所 放射線管理業務所則」(以下「放射線管理業務所則」という。)等に基づき適切に実施されていることを現場及び記録により確認した。「保全計画課の業務実施状況」については、保安規定第120条に規定されている保守管理計画のうち保全計画課が実施する点検計画の策定に係る手順等が「美浜発電所 保守業務所則」(以下「保守業務所則」という。)等に基づき適切に実施されていることを記録により確認した。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、特段、問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。

発電所名	関西電力株式会社大飯発電所
検査実施期間	11月25日(火) ～ 12月5日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) ①不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ②品質保証活動の実施状況 ③教育・訓練の実施状況 ④放射線管理の実施状況 ⑤運転員の業務実施状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」「品質保証活動の実施状況」「教育・訓練の実施状況」「放射線管理の実施状況」及び「運転員の業務実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として検査を実施した。 検査の結果「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については、平成25年度第3回保安検査以降に発生した不適合事象7件について、不適合処置の進捗状況の管理、処置に対する有効性の評価及び水平展開の処理が適切に実施され、不適合管理におけるPDCAサイクルが機能していることを確認した。 「品質保証活動の実施状況」については、平成26年度上期における発電所品質目標達成状況等が品質保証委員会にて確認されていること及び原子力事業本部において再設定された品質目標の発電所への展開のプロセスを確認することで、品質マネジメントシステムの有効性が維持され、適切に運用されていることを確認した。 「教育・訓練の実施状況」については、シビアアクシデント(以下「SA」という。)に対処するための要員に対する今年度の教育・訓練の計画及び実績より、前年度と比べ改善が図られていることを確認した。また、電源機能等喪失時における初動対応時の目的・内容・各要員が果たすべき役割に対する理解度等を確認することを目的とし、発電所の管理職、一般職及び協力会社員から対象者を抽出し、インタビューも実施した。 「放射線管理の実施状況」については、管理区域内にて作業に従事する放射線業務従事者の被ばく低減対策が、ALARA委員会等にて計画及び審議され、被ばくに対する意識向上を促す取り組み等により被ばく低減に努めていることを確認した。 「運転員の業務実施状況(抜き打ち検査)」については、日々実施される原子炉施設等の巡視点検及び次直への引継について、巡視点検現場等に立会い、手順のとおり実施されていることを確認した。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視及び定例試験(3号機Aディーゼル発電機起動試験)への立会を行った結果、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

(12/17)

発電所名	関西電力株式会社高浜発電所
検査実施期間	11月25日(火) ～ 12月5日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) ①東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策及び中・長期安全対策の実施状況 ②地震・火災等発生時の措置の実施状況 ③保守管理の実施状況 ④非常時の措置の実施状況 ⑤運転員引継ぎの実施状況(抜き打ち検査) ⑥記録および報告の実施状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策及び中・長期安全対策の実施状況」「地震・火災等発生時の措置の実施状況」「保守管理の実施状況」「非常時の措置の実施状況」「運転員引継ぎの実施状況(抜き打ち検査)」及び「記録および報告の実施状況(抜き打ち検査)」の6項目を検査項目として選定し、検査を実施した。 検査の結果「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策及び中・長期安全対策の実施状況」については、発電所が管理用として策定した「高浜3, 4号機 新規制基準対応スケジュール」に基づき計画及び実施状況が管理されており、安全対策が着実に進捗していることを確認した。安全対策の評価に係わる活動状況としては、シビアアクシデント対応訓練要員の育成、力量評価等が実施されていることを確認した。また、淡水ピットの施設状況、通信連絡設備の耐震強化、ケーブルトレイの火災防護等の現場の実施状況や大容量ポンプの汲み上げ性能確認テストに立会い、各対策が着実に進捗していることを確認した。 「地震・火災等発生時の措置の実施状況」については、火災発生時等における初期消火活動の際の初期消火要員、委託消防隊等の体制が組まれていること及び教育・訓練等により力量が維持されていることを確認した。また、消火訓練を実施した後に行われる評価や実際に発生した火災事象における消火活動に対して、さらなる改善検討を行う等、継続的に改善が実施されていることを確認した。その他、これらに使用される消防資機材の点検についても適切に実施されていることを記録等により確認した。 「保守管理の実施状況」については、保全方式とその実施状況の確認の他、特に状態基準保全の手段である振動診断、赤外線サーモグラフィ診断及び油分析診断の保守管理への適用状況を確認した。振動診断は、回転機器の故障モードである主軸曲がり、軸受け摩耗、主軸とカップリング嵌め合い部ガタ等について適用されていることを確認した。赤外線サーモグラフィ診断は、電気又は機械装置の劣化もしくは故障により温度変化要素のある対象部位(故障モード)への適用が検討・評価されていることを確認した。油分析診断は、点検・手入れ前の油の採取・分析が進められ回転機器の軸受けの摩耗確認に活用できるか検討されているなど予防保全領域の拡充取り組みが進められていることを確認した。 「非常時の措置の実施状況」については、原子力防災組織が「高浜発電所安全・防災業務所則」に職務内容等が定められ、原子力防災要員については、原子力防災組織の構成員から選任され、防災教育実施計画に基づいた教育訓練が実施され、その力量が維持されていることを確認した。また、原子力防災訓練については「原子力防災業務要綱」に基づき訓練が実施され、訓練結果の反省事項が次回防災訓練の改善事項とされていることを、原子力防災訓練の実施結果報告等により確認した。

	「運転員引継ぎの実施状況（抜き打ち検査）」については、引継ぎ時間帯に当直から次直へ、主機担当他各担当毎に運転日誌及び引継日誌等が引継がれ、運転状況の申し送りがされていることを、3／4号機中央制御室で立ち会いにより確認した。 「記録および報告の実施状況（抜き打ち検査）」については、社内標準において、記録の作成、識別、保管、保護、検索、保管期限、廃棄等の管理の方法が定められ、記録が適切に管理されていることを、書庫等への立入り及び聞き取りにより確認した。また、報告については「運転上の制限を満足していないと判断した場合」等の事例について、事象発生後直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告されていること、また「事故その他異常事象通報連絡チェックシート」に従って、社長及び規制機関に報告されていることを確認した。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験（2号機Bディーゼル発電機起動試験）への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。
--	---

発電所名	中国電力株式会社島根原子力発電所
検査実施期間	12月1日(月) ～ 12月12日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) ①東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況 ②保守管理の実施状況 ③放射線管理の実施状況 ④予防処置の実施状況 ⑤主任技術者の職務等に係る実施状況(抜き打ち検査) ⑥施工管理の実施状況(抜き打ち検査) ⑦運転管理の実施状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「保守管理の実施状況」、「放射線管理の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。 基本検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」に関しては、全交流電源等の喪失時における対応訓練及び電源機能等喪失時対応資機材の点検が計画に基づき着実に実施され、緊急安全対策等が適切に維持管理されていることを確認した。 「保守管理の実施状況」に関しては、長期停止している島根原子力発電所1、2号機について、設備の機能を継続的に維持するために、社内規定に基づき追加点検対象機器等が適切に抽出され、追加点検工事が保全計画(長期停止時)どおり実施されていることを確認した。 「放射線管理の実施状況」に関しては、社内規定に基づき一時的な管理区域の設定・解除及び復旧が実施されるとともに管理区域における外部放射線に係る線量当量率等の測定が社内規定に基づき実施され原子炉主任技術者に報告されていることなどを確認した。 「予防処置の実施状況」に関しては、他の施設から得られる知見や保安活動から得られる知見に対する予防処置活動について、予防処置策の検討の要否を判定するスクリーニングから予防処置完了までの一連の活動が社内規定に基づき適切に実施されていることを確認した。 「主任技術者の職務等に係る実施状況」に関しては、社内規定に基づき原子炉主任技術者が発電用原子炉施設を定期的に巡視し、保安活動状況の報告を定期的に社長に報告していることなどを確認するとともに、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が定期事業者検査等の立会または記録確認を実施していることを確認した。また3主任技術者会議を開催し、情報共有を図っていることを確認した。 「施工管理の実施状況」に関しては、原子力安全向上に係る改造工事が実施されていることから、2件の工事「支持構造物耐震補強工事のうち配管サポート補強工事」及び「フィルタ付ベント設備設置工事」を選定し、社内規定に定める作業のプロセス(保守作業の手続き、施工前確認、着手前打合せ、施工中管理等)や特殊作業(溶接作業等)、特別作業(ノイズ発生作業、放射線透過検査作業等)における手続きや管理基準、確認項目に基づき施工管理が実施されていることを確認した。 「運転管理の実施状況」に関しては、2号機の施設定期検査中の定期試験及び定期補機切替のうち「2号機定期試験 ほう酸水注入系ポンプ手動起動試験」及び「2号機定期補機切替 復水輸送ポンプ切替」を選定し、これらについて社内規定に従って、当直員により適切に実施されていることを現場にて確認した。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、発電用原子炉設置者から施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視、

	定期試験（２号機高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機手動起動試験）への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。 また、２号機のフィルタ付ベント設備設置工事及び支持構造物耐震補強工事において、施工管理が社内規定に基づき適切に実施されていることや、管理区域の区域管理状況の保安活動が計画及び手順書どおり実施されていることを机上で確認することだけでなく、現場において問題ないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであると判断する。
--	---

発電所名	四国電力株式会社伊方発電所
検査実施期間	12月1日(月) ～ 12月12日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) ①東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況(本店検査を含む) ②安全文化醸成活動の実施状況(本店検査を含む) ③保守管理の実施状況 ④内部監査の実施状況 ⑤区域管理の実施状況 ⑥特別な保全計画に基づく点検時の隔離・復旧操作の実施状況(抜き打ち検査) ⑦放射性固体廃棄物(不燃性高圧圧縮充てん固化体)の処理の実施状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、基本検査項目として「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」「安全文化醸成活動の実施状況」「保守管理の実施状況」「内部監査の実施状況」及び「区域管理の実施状況」を選定し、また抜き打ち検査項目として「特別な保全計画に基づく点検時の隔離・復旧操作の実施状況」及び「放射性固体廃棄物(不燃性高圧圧縮充てん固化体)の処理の実施状況」を選定し、伊方発電所及び本店にて検査を実施した。 「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」に係る検査では、平成26年度第2回保安検査以降、緊急時対応用資機材の管理が、マニュアル等に従い点検・管理が適切に実施されていることを点検記録等により確認した。また、平成26年12月3日に空冷式非常用発電装置1号の定期起動試験において起動不良が確認されたが、不適合管理及び待機除外措置が適切に実施されていることを統合型保守管理システム(以下「EAM」という。)の記録等により確認した。緊急安全対策等の工事の実施状況については「緊急時対策所設置工事」を選定し、本店原子力部及び伊方発電所の業務が主要工事ごとに明確化されていること、本店原子力部での設計業務が伊方発電所担当課と連携して実施されていること等を決定書等により確認した。また、工程管理については、発電所各担当課、協力会社等をメンバーとした工程会議により工事の進捗状況等を把握し、本店を含めて共有されていることを全体工程表等により確認した。 「安全文化醸成活動の実施状況」に係る検査では、発電所の社員4名及び原子力本部長(保安組織上の管理責任者)に対して、安全文化醸成活動において自らの立場と取組み姿勢及び実施事項をインタビュー形式で聞き取りを行ったところ、安全文化醸成のため発電所においては5S推進活動を重点的に行なっていること、日常的に開催する本店及び発電所等の幹部によるTV会議において課題を漏らさず共有し、本店から発電所等に対して必要な指示等をタイムリーに発信していることを確認した。 「保守管理の実施状況」に係る検査では、平成26年度第1回保安検査以降、特別な保全計画が安全運営委員会において適切に審議され、改正されていることを議事録等により確認した。また、保全の有効性評価が、保全計画総合評価会において適切に審議され、保全計画が有効に機能していると判断されていることを議事録等により確認した。保全の実施状況については、1号機の特別な保全計画に基づく点検(以下「特別な点検」という。)(2回目)及び平成26年度期間外定検設備の点検を抜き取りにて選定し、点検計画に基づき適切に実施されていることを点検記録等により確認した。また、特別な点検(2回目)を実施中である2号機で校正許容誤差を逸脱したため不適合と識別された制御用空気圧縮機2A冷却水流量計が適切に不適合管理され、通常使用領域及び警報設定値については許容誤差範囲内に調整でき、流量監視が可能であることが確認できたことから、特別採用されたことをEAMの記録等により確認した。 「内部監査の実施状況」に係る検査では、平成26年度上期監査及びマネジメントレビューが、計画に従い適切に実施され、監査の報告に対する社長の指導・勧告事項はないこと、品質マネジメントシステムおよびプロセスの変更の必要はなく、業務の計画及び実施にかかわる改善や資源の追加も必要ないこと

等がアウトプットされていることを決定書等により確認した。

「区域管理の実施状況」に係る検査では、区域管理に係る業務が、業務計画どおり実施され、作業等における外部被ばく線量が管理目標以下となっていることを業務計画実施状況報告書等により確認した。また、管理区域の設定・解除、区域区分の変更、管理区域内における特別措置等の作業を抜き取りにて選定し、内規・マニュアル等に従い実施されていること及び線量の低減、汚染拡大の防止等の措置が適切に実施されていることを作業報告書等により確認した。

「特別な保全計画に基づく点検時の隔離・復旧操作の実施状況（抜き打ち検査）」に係る検査では、2号機の特別な点検（2回目）で実施されている隔離・復旧操作のうち「CVCS-7区」「制御用空気圧縮装置 2A 冷却水流量」及び「M/C-2C 積算電力量計点検」を抜き取りにて選定し、弁等の機器が隔離操作票どおりの開閉状態になっていること、適切に管理タグがつけられていること、操作卓を用いて開閉を行う電磁弁等については操作卓にて開閉状態を確認するとともに、操作不可の状態となっていること等を現場にて確認した。また、隔離・復旧操作に係る作業許可が、内規・マニュアルに従い適切に審査・許可されていることを隔離操作票等により確認した。

「放射性固体廃棄物（不燃性高圧圧縮充てん固化体）処理の実施状況（抜き打ち検査）」に係る検査では、高圧圧縮充てん固化体処理業務のうち検査当日に実施されていたモルタル充てん作業に立会し、作業が、作業計画に従い線量の低減や汚染拡大の防止等の措置をとり実施していること及び作業指示書・マニュアル等に従い適切にモルタル充てんされていることを現場にて確認した。また、作業段階毎にマニュアル等に従い記録され、正確に識別管理されていることを作業記録等により確認した。

このほか、日々実施している運転管理状況等の聴取において、平成26年12月3日に保安規定第132条の規定により作成・保存を行っている「放射性固体廃棄物処理実績票」について3件の所在が確認できないこと及び「固体廃棄物貯蔵庫保管実績票」について4件で記録の一部内容が記載されていないことについて報告があり、12月8日の伊方発電所スクリーニング会議において不適合として識別され、同日に不適合の処置として記録の再作成が行われたことをEAMの記録等により確認した。紛失又は欠落のあった記録の内容は固体廃棄物管理システムにデータが保存されており記録を復元できたこと、また管理システムのデータにより固体廃棄物の管理業務に支障をきたしておらず、原子炉施設の安全機能、放射線被ばく及び保安活動に影響を与えるものではなかったが、記録の保存管理が不十分であったこと、平成23年3月に実施した不適合（記録の紛失）の処置が不適合を除去するのに十分ではなかったことから、保安規定第3条8. 3（3）a）及び保安規定第132条に適合していないと判断し、保安規定違反の区分は監視と判定したうえで、今後事業者が実施する不適合の是正処置を確認していくこととした。

これ以外に関する保安検査実施期間中における日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験（3号機非常用ディーゼル発電機B 負荷試験）の立会等を行った結果、特に問題はなかった。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、日々実施している運転管理状況等の聴取において事業者から報告のあった放射性固体廃棄物に関する記録の紛失を除き、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。

発電所名	九州電力株式会社玄海原子力発電所
検査実施期間	11月27日(木) ～ 12月12日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) ①安全文化醸成活動の実施状況(本店検査を含む) ②内部監査の実施状況(本店検査を含む) ③保安教育の実施状況 ④放射性廃棄物管理の実施状況 ⑤放射線管理の実施状況 ⑥火災対策の実施状況 ⑦原子力施設における点検・補修等の実施状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査では「安全文化醸成活動の実施状況(本店検査を含む)」「内部監査の実施状況(本店検査を含む)」「保安教育の実施状況」「放射性廃棄物管理の実施状況」「放射線管理の実施状況」「火災対策の実施状況」及び「原子力施設における点検・補修等の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。 検査の結果「安全文化醸成活動の実施状況(本店検査を含む)」については、本店において品質方針が平成25年度の安全文化醸成活動の評価結果を社長に報告し指示を受けて見直されていること及び平成26年度の安全文化醸成活動が策定した計画に基づいて進捗していることを確認した。 また、経営責任者の安全文化醸成活動への取り組み状況等を確認するため、発電本部長等へインタビューを実施した。 「内部監査の実施状況(本店検査を含む)」については、品質マネジメントシステムが要求事項に適合し、効果的に実施されていることを確認するために、行われる玄海原子力発電所に対する内部監査が、適切に実施されていることを確認するため、検査を実施した。内部監査は、規定類に基づいて適切に計画、実施され、結果の報告書等に対するトップのコミットが適切になされ関係先へ伝達され処理されていること、また、発電所においては、指摘された事項等に対して的確にフォローされていることを確認した。 「保安教育の実施状況」について、発電所員及び請負会社従業員に関する保安教育は保安規定に定める実施方針を満足した内容であり、保安教育の計画立案、教育訓練の実施及び実績評価の報告の手続きが規定類に定められ確実に実施されていることを「教育訓練基準」等により確認した。また、保安教育が適切に実施されていることを「保安規定教育」に陪席して確認した。 「放射性廃棄物管理の実施状況」については、放射性廃棄物の管理について、液体廃棄物管理及び気体廃棄物管理の諸作業が保安規定に基づいて、適切に実施されていることを確認するため、検査を実施した。放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物に係る放出時の基準値等に基づく管理及び放出管理用計測器の管理が適切に行われていることを「放射性液体廃棄物処理票」及び「放射線計測器管理台帳」により確認した。 「放射線管理の実施状況」については、新規基準への適合を図るための工事が増加している原子力施設内において、放射線管理のうち、区域管理及び被ばく管理が保安規定に基づいて、適切に実施されていることを確認するために検査を実施した。 管理区域の設定・解除は、規定類に基づいて適切に計画、実施されていること、線量の評価については、規定類に基づいて適切に評価、管理されていることを「管理区域設定・解除申請票」及び「個人線量記録台帳/障害防止法線量集計表」により確認した。 「火災対策の実施状況」については、平成26年10月28日に発生した3/4号機第1放射化学室における火災について、消火体制、通報連絡体制、消火作業等の確認を行った。 その結果、消火作業自体は迅速に実施され、不具合な事項がないことを確認した。また、公設消防等の部外への通報連絡体制及び教育訓練要領の改善について検討されていることを改訂作業中の「防火管理要領」により確認した。 「原子力施設における点検・補修等の実施状況」について、3号機格納容器スプレイライン(天井部)の耐震補強工事の作業状況を抜き打ち検査として実

	施した。審査・承認された作業実施要領書に従い、作業現場には安全作業指示書等を掲示し、適切な安全対策等を行い工事が実施されていることを確認した。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視及び事業者による総合的な原子力防災訓練への立会を行った結果、特に問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。
--	--

発電所名	九州電力株式会社川内原子力発電所
検査実施期間	11月25日(火) ～ 12月8日(月)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) ① <u>プラント長期停止に係る保安活動の実施状況</u> ② <u>1号機所内電源設備点検作業中の人身事故に対する根本原因分析等の実施状況</u> ③ <u>安全文化醸成活動の実施状況(本店検査を含む)</u> ④ 燃料貯蔵施設の管理の実施状況 ⑤ 放射線監視用計測器の管理の実施状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては「プラント長期停止に係る保安活動の実施状況」「1号機所内電源設備点検作業中の人身事故に対する根本原因分析等の実施状況」「安全文化醸成活動の実施状況」「燃料貯蔵施設の管理の実施状況」及び「放射線監視用計測器の管理の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。 基本検査の結果「プラント長期停止に係る保安活動の実施状況」については、平成25年度保守管理の有効性評価結果(総合)を踏まえて「保守管理の実施方針」の見直しを行ったことから、平成26年度の保守管理目標において「新規基準への対応として実施する設備の設置、点検及び検査は、既設設備に与える影響の有無を考慮しながら確実に実施する」等を新たに追加していることを記録確認した。また、湿式保管している蒸気発生器(2次側)のヒドラジン濃度及びpH値並びに給水・復水系統、脱気器等のヒドラジン濃度の管理値の根拠について確認した結果、メーカー作成の技術資料等を考慮して設定していること、乾式保管している蒸気タービン、加熱器等の湿度目標値の根拠について確認した結果「防錆・防食技術総覧編集委員会 防錆・防食技術総覧」において指数関数的に腐食速度が大きくなるとされている相対湿度に基づいて設定していること、ヒドラジン濃度及びpH値の測定方法の根拠について確認した結果「ボイラの給水及びボイラ水一試験方法」(JIS B 8224)に基づいた測定方法を定めていることを記録確認した。さらに、蒸気発生器(2次側)及び脱気器の水位を維持し湿式保管していること並びに蒸気タービン及び湿分分離加熱器に除湿器を設置し乾式保管していることを現場確認した。 「1号機所内電源設備点検作業中の人身事故に対する根本原因分析等の実施状況」については、根本原因分析チームが本店制定の「根本原因分析実施基準」に基づいて関係者のコミュニケーションや実際に取られた行動から問題点を抽出し、事象関連図に具体的かつ可能な限り定量的に記入していること、作業段階毎に人・作業・設備(環境)に係る問題点を要因整理表を用いて整理していること、要因整理表をベースとして要因関連図を作成していること、特定した組織要因に対して取るべき再発防止対策について検討するとともに対策案の効果を評価し、改善対策提言表を作成していること等を記録確認した。また根本原因分析チームから提言された組織要因に対する対策案をもとにRCA推進会議(以下「根本原因分析推進会議」という。)が対策実施計画を作成し、平成26年10月23日に安全・品質保証部長の承認を得ていることを記録確認した。さらに、対策実施計画で特定された組織要因「安全文化(常に問いかける姿勢の不足)」に対する改善対策を安全文化醸成活動としても実施することを聴取により確認した。 「安全文化醸成活動の実施状況」については、安全文化の方針を含めた品質方針(案)を安全・品質保証部長が作成し、発電本部長の確認と社長の承認をもって決定していること、平成25年度安全文化醸成活動総合評価結果を社長に報告し指示を受けていること並びに本店組織及び川内原子力発電所において、社長によるマネジメントレビュー結果などの社長コミットメントを反映した平成26年度の安全文化醸成重点活動計画を策定し、周知していることを記録及び聴取により

確認した。また、本店組織及び川内原子力発電所において、平成26年度上期における安全文化醸成状態及び安全文化醸成重点活動の取り組み状況の期中評価を「原子力安全文化醸成活動管理基準」に基づいて実施していることを記録確認した。さらに、経営者層の積極的な関与の下に事業者として行われている安全文化醸成活動の取り組み状況等を確認するため、保安規定第4条「保安に関する組織」に定められている管理責任者（発電本部長）等に対してインタビューを実施した。

「燃料貯蔵施設の管理の実施状況」については、技術課作成の計画に従い、保修課が新燃料、使用済燃料等をあらかじめ定められた場所に貯蔵していることを記録確認した。また、当直課長が使用済燃料ピットの水位及び水温を1日1回確認していることを記録確認した。さらに、1号機の燃料貯蔵施設において、技術課員（燃料担当）が「燃料管理基準」に基づいて新燃料貯蔵庫、使用済燃料ピット等を巡視し、新燃料・使用済燃料等の貯蔵状況等について確認し、その結果を「巡視点検チェックシート」に記録していることを現場確認した。

抜き打ち検査として実施した「放射線監視用計測器の管理の実施状況」については、保安規定で要求されているモニタリングポスト及びモニタリングステーションを周辺監視区域境界付近において確保し、空気吸収線量等を測定していることを記録及び現場立会により確認した。また、空気吸収線量率測定装置（低線量系モニタ）の線量率注意警報及び線量率高警報の設定値の根拠について確認した結果「原子力発電所放射線モニタリング指針」（JEAG4606-2003）の考え方に基づいて設定していること、周辺放射線監視装置定期点検標準作業手順書（低線量系モニタ点検）に記載している性能試験（NaI（Tl）シンチレーション検出器・低線量測定装置・γ線スペクトロメータ）及び総合性能試験の判定基準の根拠について確認した結果、メーカーの規格等に基づいて設定していることを記録確認した。さらに、モニタリングポスト（PC-2）において、委託点検員が「周辺放射線監視設備日常整備標準作業手順書」に基づいてNaI（Tl）シンチレーション検出器及び電離箱検出器の空気吸収線量率等の表示値、局舎内の温度等について確認し、その結果を「日常点検チェックシート（週例）」に記録していることを現場確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験（1号機非常用ディーゼル発電機（A）起動試験）への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

発電所名	独立行政法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ
検査実施期間	12月3日(水) ～ 12月16日(火)
検査項目	1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目) ①保守管理不備を踏まえた保守管理及び品質保証に係る改善状況 (追加検査項目含む) 1) 改善活動の実施状況 (7) 平成25年度第4回保安検査等における指摘事項を踏まえた対応状況 (不適合の除去状況及び直接原因に対する是正措置の状況等) (4) 保全計画作り直しの状況 ②不適合管理及び是正処置の実施状況 ③抜き打ち検査 ・ 保安教育の実施状況 2) 追加検査項目 なし
検査結果	もんじゅの保守管理不備に関し、原子力規制委員会(以下「委員会」という。)は、平成24年12月及び平成25年5月、独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)に対し原子炉等規制法に基づく保安措置命令等を発出した。平成26年4月、原子力規制庁は、保安検査の結果を踏まえ、もんじゅの保守管理体制及び品質保証体制の再構築並びに保全計画の見直しが未だ途上であり、委員会からの命令に対して適切に対応する必要があるとの認識を示したところである。 こうした状況を踏まえ、平成26年度第2回保安検査(以下「前回保安検査」という。)に引き続き、今回の保安検査において、平成25年度第4回保安検査等における指摘事項(以下「保安検査における指摘事項」という。)を踏まえた改善状況を確認した。また、保全計画作り直しの状況、不適合処置及び是正処置の実施状況に加え、抜き打ち検査として保安教育の実施状況等について確認した。 以下に、主な検査の概要を示す。 ①保守管理不備を踏まえた保守管理及び品質保証に係る改善状況 (ア) 平成25年度第4回保安検査等における指摘事項を踏まえた対応状況 ○配管支持構造物の再点検 窒素雰囲気下であり、これまで点検や健全性評価が全く行われていなかった原子炉容器室内の配管支持構造物に対する健全性評価が実施されていること、配管支持構造物の再点検中に発見された「配管支持構造物の支持部の割りピンの欠損」等の不適合事象に係る不適合処置が実施されていることを確認した。しかしながら、常時窒素雰囲気下にはない一部の配管支持構造物が未点検の状態でありながら対応が行われていなかったことに対する要因分析が是正処置計画※¹に適切に反映されていることが確認できなかった。また、根本原因分析※²(以下「RCA」という。)の結果から提言された再発防止対策が是正処置計画に適切に反映されていることが確認できなかった。今後、これらの是正処置計画への反映及びそれを踏まえた是正処置が適切に進められていくことを保安検査等において確認していく。 ※1 是正処置計画とは、不適合の原因を特定し、その再発防止を図るために策定される計画をいう。 ※2 RCAは、平成25年5月の委員会からの命令に基づき実施されたものであり、その内容については、同年12月に機構から委員会へ提出された当該命令に基づく報告書を確認していく中で、その適切性を確認していく。 ○保全の有効性評価の不備等 平成25年度第4回保安検査での保全の有効性評価の不備に係る指摘※³

について、その改善状況を確認したところ、各課の是正処置計画において、直接要因分析の掘り下げ方、再発防止対策の内容、ＲＣＡ結果の反映状況にばらつきが見られ、要因分析や再発防止対策の検討が適切に行われたことが確認できなかった。今後、直接要因分析及び再発防止対策に係る検討、ＲＣＡ結果の是正処置計画への反映が行われ、是正処置が適切に進められていくことを保安検査等において確認していく。

※３ 「機器冷却系冷凍機Ａ出口フロン温度検出器」等の外観点検の妥当性に関する保全の有効性評価において、外観点検を実施していないにもかかわらず、特性試験の際に同時に外観を見ることができるとして、外観点検の判定基準を満足すると評価する等、保全の有効性評価が適切に実施されていないことを指摘。

○ナトリウム漏えい監視用ＩＴＶ設備の運転管理及び保守管理の不備について

前回保安検査において、「機構が現在実施中の保全計画改善作業において、ＩＴＶ設備の故障が頻発している事実を認知しながら点検間隔を延長した保全の有効性評価の見直しを行わず、妥当であると評価していた」と指摘した。今回の保安検査において、その改善状況を確認したところ、保全の有効性評価結果の再チェックが行われたことについては確認できたものの、指摘を踏まえた原因分析等の是正処置が行われていることについては確認できなかった。今後、これらの是正処置の状況について、保安検査等で確認していく。

(イ) 保全計画作り直しの状況

保全計画作り直しの状況について確認したところ、「保全計画改善実施計画書」、「点検計画改善作業計画書」等に基づき、最終的なレビュー中であることを確認した。

また、平成２５年度第４回保安検査での平成２５年７月～９月まで実施したもんじゅ組織を挙げた点検計画のチェックの不備に係る指摘について、その改善状況を確認したところ、ＲＣＡの結果から提言された再発防止対策１４項目のうち６項目が保全計画の作り直し作業に反映されていることを確認した。しかしながら、残りの８項目については、既に対策済みであるとの説明が機構からあったが、その妥当性は確認できなかった。今後、その妥当性について、保安検査等で確認していく。

②不適合管理及び是正処置の実施状況

不適合管理及び是正処置の実施状況について確認したところ、不適合管理の一環である保修票の発行が頻発していることを踏まえ、不適合管理及び是正処置の更なる改善に向けて、保修に係るデータを分析するために事象分類等を行っていることを確認した。また、不適合管理の改善として、不適合管理委員会のメンバーを増強するとともに、ＣＡＰ（是正処置プログラム）情報連絡会及び是正処置確認会を導入したことを確認した。しかしながら、新たな会議体を導入することに伴う意思決定責任の曖昧化やこれに伴う職員の負荷の増大等が懸念されることから、今後、こうした取組が有効に機能しているかを含め、改善に向けた取組状況について、保安検査等で確認していく。

③抜き打ち検査

２次系ナトリウム漏えいに係る訓練計画について確認したところ、本来計画されていた訓練に加え、ＩＴＶ設備が故障して使えないことを想定した訓練を追加し、訓練を実施していることを訓練記録等により確認した。今回の訓練内容の追加は、課長指示により行われたものであるが、訓練計画の変更の手続きが規定に照らして適切に行われたか否かについて、今後の保安検査等で確認していく。

今回の保安検査では、保安措置命令発出後の平成２５年１２月以降の保安検査における指摘事項に対する機構の改善状況を確認したものであるが、保安規

	定違反となる事項は認められなかったものの、保安検査における指摘事項に関して、多くの項目について対策が完了していないことが確認された。今回の保安検査で確認できなかった検査項目については、今後、保安検査等において、機構の取組み状況を確認する。
--	--

別表 1－2：保安規定違反（監視）について

発電所	件数	保安規定違反の概要
東京電力株式会社 福島第二原子力発電所	1件 ☆	【件名 電源機能等喪失時の体制の整備に係る保安活動の一部実施不備について】 平成26年度第3回保安検査において、電源機能等喪失時の体制の整備に係る保安活動の実施状況について確認したところ、必要な資機材の配備計画が策定されておらず、同計画に基づく活動の定期的な評価及び評価の結果に基づく必要な措置が講じられていなかった。 保安規定第17条の2（電源機能等喪失時の体制の整備）において、必要な資機材の配備計画の策定と、同計画に基づく活動の定期的な評価及び評価の結果に基づく必要な措置が要求されており、当該条項に不履行があったもの。 事業者が定める「原子力災害対策マニュアル」においては、電源機能喪失時における必要な要員の配置、訓練について記載されていたが、必要な資機材の配備計画の策定や、同計画に基づく活動の定期的な評価及び評価の結果に基づく必要な措置について明確に記載されていなかった。そのため、必要な資機材の配備計画が策定されておらず、同計画に基づく活動の定期的な評価及び評価の結果に基づく必要な措置も講じられていなかった。 保安規定に基づく保安活動が十分ではなかったものの、緊急安全対策として必要な資機材が配備されており、要員の配置と、訓練が計画的に実施されているため、原子力安全に及ぼす影響は軽微なことから「監視」と判断する。 事業者は、改善案として、保安規定第17条の2（電源機能等喪失時の体制の整備）で規定されている必要な資機材の配備計画の策定及び同計画に基づく活動の定期的な評価及び評価の結果に基づく必要な措置について、「原子力災害対策マニュアル」等に明確に定め、それに基づき保安活動を実施することとしている。原子力規制庁としては、今後保安検査等において事業者によるマニュアルの改訂とそれに係る保安活動の実施状況について確認していくこととする。
四国電力株式会社 伊方発電所	1件 ☆	【件名 伊方発電所における記録の紛失及び不適合管理の不備について】 平成26年度第2回保安検査において事業者が保安規定第132条（記録）で規定されている記録が適切に保存されているかを確認するよう指導したところ、事業者から第3回保安検査期間中に、同条の規定により記録として作成・保存している「放射性固体廃棄物処理実績票」が約6,500件のうち3件で所在が確認できないこと、「固体廃棄物貯蔵庫保管実績票」が約2,800件のうち4件で記載項目に抜けがあるとの報告があった。 記載項目に抜けがある4件については原因を確認したところ、平成23年3月1日に「固体廃棄物貯蔵庫保管実績票」の紛失が確認された際の不適合処置として、放射性固体廃棄物の作業の都度にデータを入力する固体廃棄物管理システム（同条の記録の対象外）から記録の再作成を実施しているが、全ての記載項目を再作成していないとの説明があった。 本事象は、記録に紛失及び記載項目の抜けが発生している7件が保安規定第132条（記録）、また記載項目に抜けがある4件が不適合管理の不備であることから第3条8.3（3）a（不適合管理）

		の規定に違反しているものと判断する。 一方、紛失した３件及び記載項目に抜けがある４件の記録は、固体廃棄物管理システムを用いて再作成できたこと、放射性固体廃棄物の管理業務に支障をきたしていないこと、記録の紛失に伴って記録を再作成する場合は再作成できる全ての記載項目を再作成するよう周知されており、原子力安全に及ぼした影響はなかったことから「監視」と判断する。
--	--	--

(凡例) ☆：保安検査期間
◇：保安検査期間外

別表 1－3：安全確保上重要な行為の保安検査について

発電所			安全確保上重要な行為の保安検査	検査実施期間		
東北電力	女川	1号機	海水系統切替え時の保安検査	2014/9/12	～	2014/10/17
			燃料取替え時の保安検査（燃料取出）	2014/11/7	～	2014/11/28

別表 1－4：東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対する
平成 26 年度第 3 回保安検査 検査項目及び検査結果

発電所名	東京電力株式会社福島第一原子力発電所
検査実施期間	12月3日（水） ～ 12月16日（火）
検査項目	1）基本検査項目 ①マネジメントレビューの実施状況 ②放射性廃棄物管理の実施状況 ③業務の計画・管理の実施状況 ④巡視点検の実施状況（抜き打ち検査） ⑤過去の違反事項（監視）に係る改善措置状況 2）追加検査項目 なし
検査結果 （報告書の総合評価部分を抜粋）	今回の保安検査では、マネジメントレビューの実施状況、放射性廃棄物管理の実施状況、業務の計画・管理の実施状況、巡視点検の実施状況（抜き打ち検査）及び過去の違反事項（監視）に係る改善措置状況を基本検査項目として検査を実施した。 マネジメントレビューの実施状況は、平成 26 年度の保安検査実施方針に基づく検査項目であり、平成 26 年 4 月 1 日の福島第一廃炉推進カンパニー設立による組織変更後、それら組織に対する初めてのレビューが行われたことから、今回の保安検査では、廃炉・汚染水対策に係る部門の本年度の活動方針、取組み状況及びマネジメントレビューの実施状況として「要員管理、予算管理、労働環境に関する管理責任者（廃炉・汚染水対策最高責任者）（以下「管理責任者」という。）の行うレビュー（平成 26 年度第 1 回）」、「平成 26 年度上期発電所長の行うレビュー」及び「平成 26 年度上期管理責任者の行うレビュー」について確認した。 発電所長の行うレビューについては、平成 26 年度上期の品質マネジメントシステムの状態がインプット、レビューされており、「品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）に影響を及ぼす可能性のある変更」として、「プロジェクトの体制評価」をインプットしており、組織変更による課題の抽出及び、改善案の検討を行うため、今後、アンケートを実施する計画であること等を、レビュー資料により確認した。 所長の行うレビューのアウトプットについては、「危険予知能力を総合的に発揮する仕組み、状況が変化した場合に立ち止まり、適切に評価・検討を行う仕組みを考えること」、「企業倫理について、対象を社員だけに限定せず、福島第一原子力発電所で働く作業員の意識も含めて分析し、報告できるような手段を検討すること」及び「原子力固有のリスクに対する意識が向上したか否かを評価できるよう検討すること」が指示されていることを、レビューに係る記録により確認した。 管理責任者の行うレビューのうち、「要員管理、予算管理、労働環境に関するレビュー」においては、将来的な要員管理に当たり、福島第一廃炉推進カンパニー内で要員が適正に配置できるよう、原子力・立地本部と協働して要員計画策定のための審議が行われており、「中期要員計画（案）」が作成されていること並びに今後の福島第一廃炉推進カンパニーとしての意思決定プロセス及び「要員計画」作成までの詳細スケジュールを明確にするとともに、精査方法を検討していること等を、レビューに係る資料により確認した。 「平成 26 年度上期管理責任者の行うレビュー」においては、発電所長の行うレビューの内容（「安全文化を醸成するための活動の実施状況」、「是

正処置、予防処置の状況」、「関係法令の遵守状況」、「監査の結果」等）がインプット、レビューされ、管理責任者のアウトプットとしては、「QMSに影響を及ぼす可能性のある変更」に対して「福島第一廃炉推進カンパニー設立に伴う組織変更の影響について確認し、現体制における課題を抽出し、是正していくこと」、関係法令の遵守状況に対して「共有すべき事項については、ミーティング等を活用し、経営層と情報共有を図ること」、外部からの指摘・提言への対応に対して「外部からの指摘について、平成27年3月までの進捗を整理すること」が指示されていることを、レビューに係る記録により確認した。

以上の確認結果から、マネジメントレビューの実施状況については、適切なインプットに基づいたレビューが実施され、具体的なアウトプットが指示されており、指摘すべき不備な事案は認められなかった。

放射性廃棄物管理の実施状況は、平成26年度の保安検査実施方針に基づく検査項目であり、今回の保安検査では、瓦礫等の管理が適切に行われているか確認した。

敷地境界実効線量の低減に係る活動については、高線量廃棄物に係る固体廃棄物貯蔵庫の新設及び一時保管エリア間での移動等が計画され、それぞれの進捗状況が管理されていること、敷地内での一時保管エリアの設定については、瓦礫等の発生量の予測から必要性を判断し、候補地に関する敷地境界までの距離、面積及び、整地等の要否に基づく選定をレイアウトに関する会議体で行った上で設定していることを、会議資料等により確認した。

また、瓦礫等の一時保管場所の選別のため、作業所管グループが実施している表面線量率の測定について、抜き取り対象とした工事件名に関し、管理・校正された線量計で測定していること、一部の高線量瓦礫を除き、廃棄物所管グループが、バックグラウンドの影響の少ないエリア等で、確認のための測定を行っていることを、測定に係る記録により確認した。

さらに、瓦礫等に係る保管管理の実施状況については、巡視、保管量の確認、空間線量率の測定等の各項目が、マニュアルに基づき実施されていること、エリアの区画、線量率の掲示、積載高さの管理等が実施されていること及び検査官による表面線量率の測定結果が、エリア受入目安線量率を超えていないことを、現場において抜き取りで確認した。

以上の確認結果から、放射性廃棄物管理の実施状況については、計画的な一時保管エリアの設定、線量等の特性に応じた管理が実施されており、指摘すべき不備な事案は認められなかった。

業務の計画・管理の実施状況は、「第二セシウム吸着装置ブースターポンプ自動停止」（以下「事象1」という。）、「DエリアD-D5タンク連結弁閉止板からの滴下漏えい」（以下「事象2」という。）等のトラブルが発生していることから、事象1及び事象2に係る業務について、計画・管理が適切に実施されているか確認した。

事象1に係る業務については、当該事象に係る誤操作が行われた設備の改造工事について、当該工事に係る計画については、作業着手に先立ち工事計画担当者、協力企業担当者等が、施工要領書を用いて工事内容、工事計画等を確認していること、日々の作業内容等については、作業予定表・指示書に記載されている他、日々実施するミーティングにおいてあらかじめ確認されていること、また、ポンプ停止の原因となった弁閉止等の安全処置（安全処置希望日、隔離状態等を含む。）については、社内マニュアルに基づき、設備保守部門から設備管理部門に対して事前に実施の申請がなされ、審査・承認を受けたことを、申請・許可に係る記録等により確認した。

事象2に係る業務については、タンクの製造から運用、管理に係る業務は、タンク製造担当グループが、使用前検査完了後に、運用、管理部門へ、インサービスの準備が完了（使用前検査完了）したこと及び使用承認申請が

	原子力規制委員会により承認（タンク使用可能）され次第、別途連絡する旨報告していること、並びに移送を行う場合、移送先については、一部使用承認後に、使用タンクを決定する部門から運用、管理部門へ、使用するタンクを指定していることを、連絡文書等により確認した。なお、事象２は、バウンダリーである連結弁が完全な閉状態ではなく微開状態であったことが原因であったことから、通水前に実際に弁を操作して開閉状態を確認すること並びに閉止板のトルク管理及び通水前養生を実施することとしていることを確認した。 事象１及び事象２とも、対策を含め、不適合管理においてフォローされていることを、不適合管理に係る記録により確認した。 以上の確認結果から、工事の計画・管理の実施状況については、取り上げた２件の過去の不具合に関して、計画・管理面での改善が実施されており、指摘すべき不備な事案は認められなかった。 巡視点検の実施状況は、平成２６年度に実施計画が変更認可され、安全確保設備等として追加された、増設多核種除去設備及び高性能多核種除去設備の試運転について、社内マニュアルに基づき巡視点検を実施していることを記録により確認した。 当該設備の巡視点検は業務委託しており、その運転員の力量については、所管グループが要求事項を定め、満足していることを確認していること、具体的な巡視点検方法については、社内マニュアルに記載されている巡視点検経路図に従い、触手及び目視により、定められた点検項目について巡視点検していることを、巡視点検に係る記録等により確認するとともに、巡視点検に立会い確認した。 以上の確認結果から、増設多核種除去設備及び高性能多核種除去設備の巡視点検の実施状況（抜き打ち検査）については、関連するマニュアルに基づき、適切な力量を持った運転員によって実施されており、指摘すべき不備な事案は認められなかった。 過去の違反事項（監視）に係る改善措置状況は、過去の違反事項（監視）に係る改善措置状況は、本年度第１回保安検査における保安規定違反（監視）「４００トンノッチタンク群からの堰外漏えい」について、事業者の改善措置状況を確認した。 ノッチタンク群に貯留している堰内雨水の移送を進めているものの、雨水ＲＯ（逆浸透膜）処理濃縮塩水及びＲＯ処理設備等で処理できない汚染水の貯留設備としても活用しており、移送が全て完了していないこと、また、溶接型タンクへのリプレースを検討しているが、それまでは、当初の設置目的である「緊急時の一時的な貯留設備」以外の活用が続けられること等から、今後も確認を継続していく。 以上の検査結果から、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。
--	--

別表 1－5：実施計画違反（監視）について

発電所	件数	実施計画違反の概要
東京電力株式会社 福島第一原子力発電所	1 件 ◇	【件名 配管未接続部からの多核種除去設備処理水漏えいについて】 平成 26 年 12 月 17 日、東京電力福島第一原子力発電所において、多核種除去設備処理水を J6-A1 タンクへ移送開始したところ、移送配管の系統構成が誤っていたため、J5 エリアと J6 エリアとの間の、施工中の配管終端の開口部から最大約 6 m³ の処理水（Cs-134：検出限界値未満(<2.3×10⁻¹Bq/L Cs-137:4.5×10⁻¹Bq/L 全β：1.1×10²Bq/L トリチウム：8.8×10⁵ Bq/L）が堰外へ漏えいする事象が発生した。 移送配管の系統構成は、承認された移送手順書にしたがって行われたが、手順書では、上流の施工中配管の弁を「閉」状態にすべきところ、「開」状態にするよう誤って記載されていた。 当該手順書は、移送を所管する水処理運営第四グループ員が、配管施工を所管する水処理運営第二グループから提供された複数枚の関係図面に基づき作成したが、提供された関係図面は弁や配管分岐等がわかりやすく記載された配管計装線図ではなく、現場で配管等の敷設時に用いる配管施工図面であった。 移送手順書は、配管計装線図に基づいて作成されることが一般的であるが、東京電力福島第一原子力発電所ではタンクの設置作業が逼迫し配管計装線図の作成が恒常的に遅れており、配管施工図面等を使って移送手順書を作成せざるを得ないのが実態である。 事業者は、このような状況においては、手順書の不備等による不具合発生の可能性のあることを認識していながら、これを排除するための追加の確認プロセスを手順として明確にしていなかった。これは、業務の計画にあたり、第 3 条 7. 1(3) b) で定める、「業務・特定原子力施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性」において、プロセス確立の必要性が組織として明確化されていたとはいえない。 今回の事象は、漏えい水は多核種除去設備の処理水であり、放射性物質の濃度が低く、原子力安全への影響の程度は小さいため、実施計画違反(監視)と判定する。

(凡例) ☆：保安検査期間
◇：保安検査期間外

核燃料施設等に係る保安検査結果報告

別表 2－1：平成 26 年度第 3 回保安検査 検査項目及び検査結果

【加工事業者（1/6）】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	①名称：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所（加工施設） ②加工の方法：ウラン濃縮 ③最大処理能力：1, 890 t U/年（濃縮度 5 %以下） ④事業開始年月：平成 3 年 9 月
3. 検査実施期間	平成 26 年 11 月 25 日～11 月 28 日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設内の巡視等についても保安検査として実施した。 ○基本検査項目 ・非常時の措置等に係る実施状況 ・放射性廃棄物管理の実施状況 ・施設定期自主検査等の実施状況 うち重点検査項目 ・非常時の措置等に係る実施状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「非常時の措置等に係る実施状況」、「放射性廃棄物管理の実施状況」及び「施設定期自主検査等の実施状況」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、加工施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。

【加工事業者（2/6）】

1. 事業者名	三菱原子燃料株式会社
2. 事業所及び施設の概要	①名称：三菱原子燃料株式会社 ②加工の方法：再転換、成形（加圧水型軽水炉用） ③最大処理能力： 475 t U／年（濃縮度5％以下）（転換） 440 t U／年（濃縮度5％以下）（成形） ④事業開始年月：昭和47年1月
3. 検査実施期間	平成26年11月4日～11月7日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。 ○基本検査項目 ・核燃料物質の管理状況 ・安全文化の醸成活動の実施状況 ・放射線管理の実施状況 ・初期消火活動に係る取組状況 うち重点検査項目 ・核燃料物質の管理状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「核燃料物質の管理状況」等を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。

【加工事業者（3/6）】

1. 事業者名	原子燃料工業株式会社
2. 事業所及び施設の概要	①名称：原子燃料工業株式会社 東海事業所（加工施設） ②加工の方法：成形（沸騰水型軽水炉用） ③最大処理能力：250 t U／年（濃縮度5％以下） ④事業開始年月：昭和55年1月
3. 検査実施期間	平成26年11月25日～11月28日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。 ○基本検査項目 ・核燃料物質の管理の実施状況 ・加工施設の操作の実施状況 ・火災予防対策の実施状況 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 うち重点検査項目 ・加工施設の操作の実施状況 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「加工施設の操作の実施状況」及び「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。

【加工事業者（４／６）】

１．事業者名	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
２．事業所及び施設の概要	①名称：株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン ②加工の方法：成形（沸騰水型軽水炉用） ③最大処理能力：７５０ｔＵ／年（濃縮度５％以下） ④事業開始年月：昭和４５年８月
３．検査実施期間	平成２６年１２月８日～１２月１１日
４．検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。 ○基本検査項目 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ・非常時の措置に係る計画等の実施状況 ・初期消火活動に係る計画等の実施状況 うち重点検査項目 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況
５．検査結果の概要	今回の保安検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。

【加工事業者（5/6）】

1. 事業者名	原子燃料工業株式会社
2. 事業所及び施設の概要	①名称：原子燃料工業株式会社 熊取事業所 ②加工の方法：成形（加圧水型軽水炉用） ③最大処理能力：383 t U／年（濃縮度5％以下） ④事業開始年月：昭和47年9月
3. 検査実施期間	平成26年11月10日～11月13日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。 ○基本検査項目 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ・放射性固体廃棄物の減容処理の実施状況 ・施設定期自主検査の実施状況 うち重点検査項目 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」、「放射性固体廃棄物の減容処理の実施状況」及び「施設定期自主検査の実施状況」について現場立入り、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を検査した。 ウラン物性分析用の白金製試料皿等の所在不明事象については、現在までの調査の視点、調査計画とその実施結果から得られた課題からの再発防止対策の内容の整理状況を確認した。 また、管理不備を指摘する熊取町に投書があった①平成26年2月21日の設備改造工事中に従事者の内部被ばくがあった件、②第1加工棟の加工施設の撤去工事において一部埋設配管が放置されている件、③モリブデン製のウラン搬送皿が所在不明となっている件についても、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」の中でその対応状況について検査を実施した。 各検査項目については、検査の結果、保安規定に基づき保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。

【加工事業者（6/6）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	①名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター（加工施設） ②加工の方法：ウラン濃縮 ③最大処理能力：200 t U／年（濃縮度5％以下） ④事業開始年月：昭和63年3月
3. 検査実施期間	平成26年11月26日～11月28日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。 ○基本検査項目 ・非常の場合に採るべき措置の実施状況 ・初期消火活動のための体制の整備状況 ・施設定期自主検査の実施状況 ・内部監査の実施状況 うち重点検査項目 ・内部監査の実施状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「非常の場合に採るべき措置の実施状況」、「初期消火活動のための体制の整備状況」及び「施設定期自主検査の実施状況」等について、現場確認の手法も取り入れて検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認及び施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。

【試験研究用等原子炉設置者（１／６）】

1. 事業者名	株式会社東芝
2. 事業所名	株式会社東芝原子力技術研究所
3. 検査実施期間	平成２６年１２月３日～１２月４日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への聴取により保安検査を実施した。 （１）プロセス型検査 ・平成２５年度におけるＮＣＡの実験（燃料貯蔵ラック模擬臨界実験等）に係る運転管理の実施状況について （２）逐条型検査 ・燃料管理
5. 検査結果の概要	プロセス型検査として、平成２５年度において行われたＮＣＡの実験（燃料貯蔵ラック模擬臨界実験等）に係る運転管理の実施状況について、保安規定の遵守状況を検査した。 また、逐条型検査として、燃料管理について検査を行った。 検査の結果、各検査項目について、保安規定に基づいて保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【試験研究用等原子炉設置者（２／６）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	原子力科学研究所
3. 検査実施期間	平成26年10月27日～11月6日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への聴取により保安検査を実施した。 （１）保安検査項目 ① 保安検査における指摘事項の対応状況 ② 固体廃棄物処理設備の保守管理状況 ③ 教育（力量等の確保）への取組状況 （２）重点検査項目 ① 保安検査における指摘事項の対応状況 ② 固体廃棄物処理設備の保守管理状況
5. 検査結果の概要	上記の各検査項目のうち「固体廃棄物処理設備の保守管理状況」では、以下のとおり「監視」となる事項が確認された。 ○監視となる事項 ①高減容処理施設における防護活動手引について 金属溶融設備及び焼却・溶融設備に関して、当該施設は、放射性廃棄物を処理する運転（ホット運転）が可能な状態であったが、保安規定第1編第5条（規則等の制定、改定及び廃止）第1項で所長が、保安規定を履行するために定める規則等のうち（２）原子力科学研究所事故対策規則に基づき、施設毎に定める必要がある防護活動手引のうち、高減容処理施設の防護活動手引において、核燃料物質等で汚染された物を扱う場合の火災対応が未整備であったことが確認された。 これら施設に関しては、ホット運転が可能な状態ではあるが、これまで核燃料物質等で汚染された物を扱っていないことを踏まえて「監視」と判定する。 なお、上記施設の運転に関して、平成26年12月26日に金属溶融設備及び焼却・溶融設備について、運転を休止することについて保安規定変更認可申請がされた。 その他、保安規定違反となる事項は認められなかったものの、前回までの保安検査において指摘した事項について必要な改善が行われていなかったことから、以下のとおり指摘した。また、指摘事項については、事業者において必要な対応をすることとなった。 ○その他指摘事項 ①保安管理部の役割・機能について 原科研の保安活動に関して、所長を補佐する立場にある保安管理部が、原科研の各施設における保安検査の指摘事項への対応状況の把握及び調整等の責務を十分に果たせておらず、また、保安管理部に対する指摘事項についての検討において記録の作成が不十分なことが確認されたことを踏まえ

	て、以下の点について必要な改善を図ること。 ・ 保安管理部が必要な責務を果たせていなかったことに関し、原科研として検討体制を整えた上で、必要な改善を図ること。 ・ 原科研として改善計画を検討するための体制を整え、必要な計画を立案し、実行される改善活動の実施状況を把握し、必要に応じて改善計画等の見直しを図ること。 また、上記の指摘を踏まえて、具体的な事項として主に以下の点について改善するよう指摘した。 ・ 不適合管理を実施する仕組み等の構築について、不適合事象の評価を速やかに実施するとともに、実効的な不適合管理の仕組みに関し、継続的に検討を行うこと。 ・ 施設全体が老朽化していることに関し、組織全体として必要な対策を講じること。 ・ 放射性固体廃棄物等の一時保管については、安全対策等の必要な措置を講ずるとともに許認可手続きを速やかに実施すること。 以上に関し、所長は、上記が適切に実施されるよう、必要な資源の投入、改善活動の進捗状況の把握等について、理事長と調整の上、必要な責務を果たすこと。
--	--

【試験研究用等原子炉設置者（3／6）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（北地区）
3. 検査実施期間	平成26年11月10日～11月14日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への聴取により保安検査を実施した。 （1）保安検査項目 ① JMTR 第3排水系貯槽（Ⅱ）建屋内での放射性物質の漏えいについて ② 保安検査における指摘事項等の対応状況（使用施設の保安検査における指摘事項の水平展開等を含む） ③ 新規規制基準を踏まえた対応の実施状況 ④ 運転管理及び力量確保の実施状況 （2）重点検査項目 ① JMTR 第3排水系貯槽（Ⅱ）建屋内での放射性物質の漏えいについて ② 保安検査における指摘事項等の対応状況（使用施設の保安検査における指摘事項の水平展開等を含む）
5. 検査結果の概要	上記検査の結果、「JMTR 第3排水系貯槽（Ⅱ）建屋内での放射性物質の漏えいについて」及び「運転管理及び力量確保の実施状況」に関して、保安規定違反となる事例が確認された。 ○保安規定違反の事項 JMTR 第3排水系貯槽（Ⅱ）においては、同排水系の老朽化による不具合に伴い廃水が滞り、平成25年6月20日に廃樹脂貯槽液面の液面高の警報が作動し、その後、1年以上にわたり警報が作動し続け、保安規定第5編第53条（警報が作動した場合の措置）第1項に定める警報措置が作動した場合の措置として、状況及び原因に係る調査は行われていたが、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置が適切に講じられていなかったことが確認された。 このため、平成26年9月11日に当該貯槽から放射性物質を含む汚染水が建家内1階（非管理区域）へ漏えいし、非管理区域への放射性物質の漏えいとして、原子炉等規制法に基づく原子力規制委員会への法令報告事象に繋がったことが確認された。 また、当該警報発報に関して、保安規定第1編第36条（業務報告）第5号に定める異常の発生及びその措置の状況について、四半期ごとに所長等へ報告すべきところ、その報告が適切に履行されていなかったことが確認された。 上記のことから、これらについては、「保安規定違反」と判定する。 その他、保安規定違反となる事項は認められなかったものの、以下のとおり指摘した。また、指摘事項については、事業者において必要な対応をすることとなった。

	○その他指摘事項 ①JMTRにおけるトラブル対応について 平成24年以降、JMTRで連続して発生している法令報告事象を含むトラブル等の措置が適切に実施されていないことから、以下の事項について必要な改善を図ること。 ・放射性廃液の漏えいについて、速やかに安全確保のための措置を講ずること。 ・恒久的対策について、必要な予算措置を考慮した実施計画を示すこと。 ②組織の改善について JMTRにおけるトラブル対応に係る検査において、必要な取組が各課で閉じられ、課長より上位の職位にある者が状況を把握していないこと等、組織として不適合管理等の対応が適切になされていないことが確認され、その結果、必要な安全確保対策が結果として長期に渡り取られていない状態が続いており、組織が機能不全に陥っているおそれがあると考えられることから、以下の事項について大洗研究開発センター全体として必要な改善を図ること。 ・必要な機能を果たせるよう組織の改善に取り組むこと。 ・上記組織の改善に際して、特に不適合の仕組みの改善やトラブルの対応については、改善を検討するための体制を整え早期に改善を図ること。 ・上記については、検討対象を大洗研究開発センターとすること。 ③JMTRの保全計画等について 平成19年に策定された改修計画に関して、計画の策定段階において、機器の高度化、安全機能の重要性の観点や予算の制約を考慮したが、施設の保全の観点で考慮されていなかったため、全ての原子炉施設を検討対象としていないことが確認された。また、平成24年以降、JMTRで発生した法令報告事象を含むトラブル等は、当該改修計画に含まれていない設備であり、当該改修計画が十分なものではなかった可能性がある。さらに平成26年3月に策定された保全計画に関しては、平成24年に発生した法令報告事象を踏まえ、一部が検討対象とされたが、全ての原子炉施設を検討対象としていなかったことが確認された。 以上を踏まえ、安全確保を最優先とし、施設の老朽化に対する措置を十分に考慮して施設の今後の在り方を検討すること。 ④その他 ・放射性固体廃棄物等の管理等に関して、安全対策等の必要な取組及び許認可手続を計画どおりに実施すること。 ・警報発報時の記録に関して、記録及びその保存はできているものの、当該記録義務の趣旨が十分に理解されていないため、策定された手引き等が適切なものとなっていないことから、必要な見直しを図ること。 ・新規制基準に係る教育訓練に関しては、一定の教育は行われているが、上記の警報の記録義務の主旨が十分に理解されていない等、新規制基準について十分に理解されているとは考えら
--	---

	れないことから、新規制基準に係る教育訓練を継続的に実施すること。 上記の対応が適切に実施されるよう、大洗研究開発センター所長は、必要な資源の投入、改善活動の進捗状況の把握等、責任をもって対応すること。また、大洗研究開発センターの保安活動に関して、所長を補佐する立場にある安全管理部が必要な責務を果たせていなかったことに関し、大洗研究開発センターとして検討体制を整えた上で、必要な改善を図り、上記の実施主体となって対応すること。さらに、事業の遂行に責任を有する役員に報告した上で、法人として対応すること。
--	---

【試験研究用等原子炉設置者（４／６）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（南地区）
3. 検査実施期間	平成26年11月26日～11月27日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への聴取により保安検査を実施した。 （１）保安検査項目 ① 使用施設の保安検査における指摘事項の水平展開等 ② 運転管理及び力量確保の実施状況 ③ 新規制基準を踏まえた対応の実施状況 （２）重点検査項目 ① 使用施設の保安検査における指摘事項の水平展開等
5. 検査結果の概要	上記検査の結果、各検査項目について、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。 なお、保安検査において改善が必要と認められることから、下記のように指摘した。 ①不適合管理の仕組みの改善やトラブル対応については、独立行政法人原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）での平成26年度第3回保安検査における指摘事項を踏まえて、大洗研究開発センター全体の問題として捉えて対応すること。 ②平成26年度第2回保安検査で第1回保安検査に引き続き指摘した、最終的に廃棄施設に廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするもの（原子炉等規制法上の放射性廃棄物とする前段階のもの、以下「廃棄物の仕掛品」という。）が施設内に一時保管と称して、長期に亘り計画性が無く保管しているものの保管場所等に関する見直しについて、安全対策などの必要な取組及び許認可手続きを計画どおりに実施すること。 ③新規制基準に係る教育訓練に関して、新規制基準を踏まえた一定の教育が実施されているものの、北地区の保安検査で指摘された事項を踏まえ継続的に実施すること。

【試験研究用等原子炉設置者（5／6）】

1. 事業者名	学校法人近畿大学
2. 事業所名	近畿大学原子力研究所
3. 検査実施期間	平成26年11月13日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問とともに、日々実施している原子炉施設の巡視等についても保安検査として実施した。 (1) 保安検査項目（基本検査） ① プロセス型検査 ・放射線管理の実施状況 ・放射性廃棄物管理の実施状況 ② 逐条型検査 ・核燃料管理の実施状況 (2) 重点検査項目 ・原子炉施設立入者に対する避難誘導体制の取組状況 ① 抜き打ち型検査（インタビュー形式） ・保健物理班長の職務状況
5. 検査結果の概要	上記検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間の日々の保安状況については、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題が無いことを確認した。

【試験研究用等原子炉設置者（6／6）】

1. 事業者名	国立大学法人京都大学
2. 事業所名	京都大学原子炉実験所
3. 検査実施期間	平成26年11月20日～11月21日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 (1) 保安検査項目 ・ 臨界装置の取扱いの実施状況 ・ 施設定期自主検査、定期的な評価、改造等及び保守業務の実施状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「臨界装置の取扱いの実施状況」並びに「施設定期自主検査、定期的な評価、改造等及び保守業務の実施状況」を検査項目として、現場立入り、関係者への聞き取り及び資料確認によって検査を実施した。 各検査項目について、検査の結果、保安規定に基づき保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の運転管理状況については、施設の巡視等を行った範囲において、特段問題がないことを確認した。

【再処理事業者（１／２）】

１． 事業者名	日本原燃株式会社
２． 事業所及び施設の概要	①名称：日本原燃株式会社 再処理事業所 ②再処理の方法：湿式法（ピューレックス法） ③最大処理能力：８００ｔ・Upr/年（４．８ｔ・Upr/日） ④事業開始年月：平成１１年１２月 （使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設）
３． 検査実施期間	平成２６年１２月１日～１２月１２日
４． 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問等により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、再処理施設の巡視等についても保安検査として実施した。 （ｉ）基本検査項目 （１）検査項目 ・ 内部監査の実施状況 ・ 不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ・ 平成２６年度第１回及び第２回保安検査における指摘事項の改善状況 ・ 再処理施設の操作の実施状況 （２）重点検査項目 ・ 内部監査の実施状況 ・ 不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ・ 平成２６年度第１回及び第２回保安検査における指摘事項等の改善状況 （３）逐条検査項目 なし （４）フォローアップ検査項目 なし
５． 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「内部監査の実施状況」、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」、「平成２６年度第１回及び第２回保安検査における指摘事項の対応状況」及び「再処理施設の操作の実施状況」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 なお、保安検査における指摘事項を踏まえ、今後事業者において主に以下の対応が実施されることとなった。 ・ 保全計画の運用の見直し等について、設備・機器等の性能の維持管理に必要なルール化や作業が計画通りに進んでいない状況であることから、今回、組織として適切な対応を進めるために体制の見直しを行い、見直された実施体制のもとで、まずは現在運転している設備に係る見直しを進める等、設備の重要度に応じた優先順位も検討した上で、点検頻度のあり方、日常管理のあり方等の保全計画の見直しを速やかに進める。 ・ 新規制基準に関する体系的な教育計画及び教育の実施については、安全審査対応者に対して「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」についての教育が開始されていたが、保安組織に属する要員の全てを対象とした「再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則」等、施設を運用していく上で必要な教育に係る見直しが進められていない状況であり、運営管理部における進捗管理も十分に実施されている。

	ない状況であったことから、保安組織に属する要員の全てを対象とした実効性のある教育を実施するための改善を運営管理部主導の下、速やかに行う。 ・内部監査における指摘事項等に対する処置について、監査部門による結果の取り纏めはなされているものの進捗管理が実施されておらず、内部監査で指摘を受けた事項に対する対応が担当課において進められていない事例も見つかったことから、処置の進捗と計画の変更について管理方法を明確にすると共に定期的に実施状況を報告する等の改善を速やかに行う。 ・内部監査の計画について、内部監査実施計画の変更時期等が明確にルール化されておらず、規程に基づいて計画の変更が必要だったにも係わらず見直しがなされていない状況であることから、計画変更を確実とするための改善を速やかに行う。
--	--

【再処理事業者（２／２）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	①名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所（再処理施設） ②再処理の方法：湿式法（ピューレックス法） ③最大処理能力：210 tU/年（0.7 tU/日） ④事業開始年月：平成17年10月
3. 検査実施期間	平成26年11月10日～11月21日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問等により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、再処理施設の巡視等についても保安検査として実施した。 (i) 基本検査項目 (1) 検査項目 ・運転管理の状況 ・保安教育の状況 ・廃棄物管理の状況 ・管理区域等の管理状況 ・放射性気体廃棄物等の放出管理状況 ・工程管理の実施状況 ・非常事態の措置 (2) 重点検査項目 ・運転管理の状況 ・保安教育の状況 ・廃棄物管理の状況 (3) 逐条検査項目 なし (4) フォローアップ項目 (1) の検査項目のうち、主に運転管理の実施状況、保安教育の状況及び廃棄物管理の状況に関してフォローアップを行った。
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「運転管理の状況」等を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目について、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 なお、保安検査における指摘事項を踏まえ、今後事業者において、主に以下の対応が実施されることとなった。 ・不適合事象、事故・トラブル等に対し、各事業所をまたぐ水平展開が必要と考えられる事象があるにも関わらず、十分な対応がされていないことが確認されたことから、その重要度に応じたフォローを適切に実施し、実効性のある保安活動となるように改善を図るなど、安全・核セキュリティ統括部の役割を整理し、品質保証システムの改善を図る。 ・現在の保安組織においては、複数の部に関連する事象等が発生した場合に、これに対応するための組織等がないため、組織的な対応が進め難い状況が確認されたことから、不適合事象等の水平展開が迅速に実施できるよう関係規則等の見直し、改正を行う。また、水平展開を行うことが困難な場合は、それぞれの事象に応じた委員会等を活用して的確な判断が出来るようにする。 ・施設の経年劣化等に関する情報共有、対策等について、暫

	定期的に品質保証会議が中心となり対策等を実施しているが、各部で対応に差がある等、十分に機能していないことから、品質保証会議について、保安全管理部の役割との関係、核燃料サイクル工学研究所全体での組織の見直し、責任と権限の明確化等に関して年度内を目途に検討し、保安規定の変更等の検討を進める。また、経年劣化に係る取組については、各部署の取組について状況を確認することとしており、その際、部署間で整合性を持った対策が検討、実施されているか確認するとともに、対応が不十分と思われる状況が確認された場合には、改善を図るようフォローして行く。 ・施設の経年劣化に起因する放射性物質の漏えい事象が頻発している状況を踏まえ、特殊放射線作業計画立案時に経年劣化に係る対応状況について確認することにより、再処理施設全域において一貫性のある被ばく低減化対策が図られるように取り組む。また、汚染マップ等作業エリア管理に係るきめ細かな情報を収集するとともに、作業エリア区分の見直し等改善を検討して行く。 ・安全・核セキュリティ統括部長、核燃料サイクル工学研究所長及び再処理センター長は、上記についての対応を適切に実施するために、必要な資源の投入、改善活動の進捗状況の把握等、責任をもって対応する。
--	---

【使用者（1／15）】

1. 事業者名	ニュークリア・デベロップメント株式会社
2. 事業所名	ニュークリア・デベロップメント株式会社
3. 検査実施期間	平成26年12月15日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。 ○基本検査 ①運転管理の実施状況 ②新規制基準を踏まえた対応の実施状況 うち、重点検査 ①運転管理の実施状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「運転管理の実施状況」、及び「新規制基準を踏まえた対応の実施状況」を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。 その結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【使用者（2／15）】

1. 事業者名	原子燃料工業株式会社
2. 事業所名	原子燃料工業株式会社 東海事業所
3. 検査実施期間	平成26年12月1日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況について確認した。 ○基本検査 ①運転管理の実施状況 ②不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 うち、重点検査 ①不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「運転管理の実施状況」及び「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。 その結果、保安検査を行った範囲においては保安規定違反となる事項は認められなかった。

【使用者（3／15）】

1. 事業者名	日本核燃料開発株式会社
2. 事業所名	日本核燃料開発株式会社
3. 検査実施期間	平成26年12月9日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。 ○基本検査 ①不適合管理、トラブル対策の取組状況 ②運転管理の実施状況 ③放射性廃棄物管理の実施状況 うち重点検査 ①不適合管理、トラブル対策の取組状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「不適合管理、トラブル対策の取組状況」、「運転管理の実施状況」、及び「放射性廃棄物管理の実施状況」を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。 その結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【使用者（４／１５）】

１．事業者名	株式会社東芝
２．事業所名	株式会社東芝 原子力技術研究所
３．検査実施期間	平成２６年１２月５日
４．検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況の確認を行った。 ○基本検査 ①Ｎ２８－２の施設・設備の保守、点検及び維持管理に係る業務の実施状況について ②保安上特に管理を必要とする設備等の操作（不適合管理に係る実施状況を含む） ③新規制基準に対応した保安規定の内部規定の整備状況等
５．検査結果の概要	今回の保安検査においては、「Ｎ２８－２の施設・設備の保守、点検及び維持管理に係る業務の実施状況について」、「保安上特に管理を必要とする設備等の操作（不適合管理に係る実施状況を含む）」及び「新規制基準に対応した保安規定の内部規定の整備状況等」を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。 その結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【使用者（５／１５）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	独立行政法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所
3. 検査実施期間	平成２６年１０月２７日～１１月６日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。 ○基本検査 ①保安検査における指摘事項の対応状況 ②固体廃棄物処理設備の保守管理状況 ③運転管理の実施状況 うち、重点検査 ①保安検査における指摘事項の対応状況 ②固体廃棄物処理設備の保守管理状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「保安検査における指摘事項の対応状況」、「固体廃棄物処理設備の保守管理状況」及び「運転管理の実施状況」を検査項目として、関係者及び聴取等によって検査を実施した。 その結果、保安検査を行った範囲において、上記の各検査項目のうち「固体廃棄物処理設備の保守管理状況」では、以下のとおり「監視」となる事項が確認された。 ○監視となる事項 ①高減容処理施設における防護活動手引について 金属溶融設備及び焼却・溶融設備に関して、当該施設は、放射性廃棄物を処理する運転（ホット運転）が可能な状態であったが、保安規定第１編第５条（規則等の制定、改定及び廃止）第１項で所長が、保安規定を履行するために定める規則等のうち（２）原子力科学研究所事故対策規則に基づき、施設毎に定める必要がある防護活動手引のうち、高減容処理施設の防護活動手引において、核燃料物質等で汚染された物を扱う場合の火災対応が未整備であったことが確認された。 これら施設に関しては、ホット運転が可能な状態ではあるが、これまで核燃料物質等で汚染された物を扱っていないことを踏まえて「監視」と判定する。 なお、上記施設の運転に関して、平成２６年１２月２６日に金属溶融設備及び焼却・溶融設備について、運転を休止することについて保安規定変更認可申請がされた。 その他、保安規定違反となる事項は認められなかったものの、前回までの保安検査において指摘した事項について必要な改善が行われていなかったことから、以下のとおり指摘した。また、指摘事項については、事業者において必要な対応をすることとなった。 ○その他指摘事項 ①保安管理部の役割・機能について 原科研の保安活動に関して、所長を補佐する立場にある保安管理部が、原科研の各施設における保安検査の指摘事項への対応状況の把握及び調整等の責務を十分に果たせておら

	ず、また、保安全管理部に対する指摘事項についての検討において記録の作成が不十分なことが確認されたことを踏まえて、以下の点について必要な改善を図ること。 ・ 保安全管理部が必要な責務を果たせていなかったことに関し、原科研として検討体制を整えた上で、必要な改善を図ること。 ・ 原科研として改善計画を検討するための体制を整え、必要な計画を立案し、実行される改善活動の実施状況を把握し、必要に応じて改善計画等の見直しを図ること。 また、上記の指摘を踏まえて、具体的な事項として主に以下の点について改善するよう指摘した。 ・ 不適合管理を実施する仕組み等の構築について、不適合事象の評価を速やかに実施するとともに、実効的な不適合管理の仕組みに関し、継続的に検討を行うこと。 ・ 施設全体が老朽化していることに関し、組織全体として必要な対策を講じること。 ・ 放射性固体廃棄物等の一時保管については、安全対策等の必要な措置を講ずるとともに許認可手続きを速やかに実施すること。 以上に関し、所長は、上記が適切に実施されるよう、必要な資源の投入、改善活動の進捗状況の把握等について、理事長と調整の上、必要な責務を果たすこと。
--	---

【使用者（6／15）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	独立行政法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
3. 検査実施期間	平成26年11月25日～11月27日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。 ○基本検査 ①保安検査における指摘事項の対応状況 ②新規制基準等の法令改正に係る教育の改善 ③運転管理の実施状況 うち、重点検査 ①保安検査における指摘事項の対応状況 ②運転管理の実施状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「保安検査における指摘事項の対応状況」、「新規制基準等の法令改正に係る教育の改善」及び「運転管理の実施状況」を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。 その結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかったものの、以下のとおり指摘した。また、指摘事項については、事業者において必要な対応をすることとなった。 ①放射性固体廃棄物等の管理等について 平成26年度第1回保安検査において指摘した放射性固体廃棄物等の管理については、核サ研として計画的に実施することとしているが、当該計画に基づく安全対策の実施や進捗管理が各課任せになっており、フォローアップができていない。当該計画を進めるに当たって、組織として進捗状況を確認に把握、適切なフォローアップができる仕組みを構築し、適切な管理下において実施すること。 ②不適合管理等について 平成26年6月に発生したプルトリウム燃料技術開発センター（以下「プルセンター」という。）におけるグローブボックスからの漏えい事象に関して、当該センター内においては必要な処置が行われているものの、当該事象に係る他部署への水平展開に相当の時間を要していることから、必要な安全対策を迅速にできるよう、必要な見直しを図ること。 また、不適合管理については、各センター（環境技術開発センター、プルセンター）、部単位においては、見直しすべき点はあるものの、一定の不適合管理が行われているが、各センター、部によりその対応に差が生じている場合も散見される。再処理施設を含む核サ研の施設は、老朽化が進んでいることや核燃料物質を取り扱う施設の特徴を踏まえた対応が必要であることから、施設の安全性を向上させるために、適切な力量を持った者（組織）が判断し、より実効的な不適合管理を実施できる仕組みを検討すること。 ③新規制基準に係る教育について 各センター、部において、新規制基準に係る教育訓練等に関して、一定の教育は行われているが、その実施内容等が担

	当課任せになっており、また、組織として教育内容、講師の力量及び教育の有効性の評価が適切に行われていなかった。各施設の特徴を踏まえつつ、組織的に連携して、必要な教育を継続的に実施できる仕組みを検討すること。 ④各センター・部を超えた事案に対応するための体制について 上記３項目の指摘事項の共通要因として、技術的観点からの横断的な組織としての機能が不足していることが考えられる。このため、各センター、部を超えた技術的検討やそのフォローアップを適切に実施するための仕組みを検討すること。 なお、使用施設の保安組織には、本社の安全・核セキュリティ統括部の関与がない仕組みとなっており、他の拠点で発生した不適合等に対して適切に対応するため、保安組織のあり方について検討することが望ましい。 上記について、核燃料サイクル工学研究所長は、適切に実施されるよう、必要な資源の投入、改善活動の進捗状況の把握等、責任をもって対応すること。
--	--

【使用者（7／15）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	独立行政法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター（北地区）
3. 検査実施期間	平成26年11月10日～11月14日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、保安規定の遵守状況を確認した。 ○基本検査 ①JMTR第3排水系貯槽(Ⅱ)建屋内での放射性物質の漏えい ②保安検査における指摘事項の対応状況 ③運転管理の実施状況 ④新規制基準を踏まえた対応の実施状況 うち、重点検査 ①JMTR第3排水系貯槽(Ⅱ)建屋内での放射性物質の漏えい ②保安検査における指摘事項の対応状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「JMTR 第3排水系貯槽(Ⅱ)建屋内での放射性物質の漏えい」、「保安検査における指摘事項の対応状況」、「運転管理の実施状況」及び「新規制基準を踏まえた対応の実施状況」を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。 その結果、「JMTR 第3排水系貯槽(Ⅱ)建屋内での放射性物質の漏えい」に関して、「保安規定違反」と判断される事項が確認された。 ○保安規定違反の事項 JMTR 第3排水系貯槽(Ⅱ)においては、同排水系の老朽化による不具合に伴い廃水が滞り、平成25年6月20日に廃樹脂貯槽液面の液面高の警報が作動し、その後、1年以上にわたり警報が作動し続け、保安規定第5編第28条（警報が作動した場合の措置）第1項に定める警報措置が作動した場合の措置として、状況及び原因に係る調査は行われていたが、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置が適切に講じられていなかったことが確認された。 このため、平成26年9月11日に当該貯槽から放射性物質を含む汚染水が建家内1階（非管理区域）へ漏えいし、非管理区域への放射性物質の漏えいとして、原子炉等規制法に基づく原子力規制委員会への法令報告事象に繋がったことが確認された。 また、当該警報発報に関して、保安規定第1編第35条（業務報告）第5号に定める異常の発生及びその措置の状況について、四半期ごとに所長等へ報告すべきところ、その報告が適切に履行されていなかったことが確認された。 上記のことから、これらについては、「保安規定違反」と判定する。 その他、保安規定違反となる事項は認められなかったものの、以下のとおり指摘した。また、指摘事項については、事業者において必要な対応をすることとなった。 ○その他指摘事項 ①JMTRにおけるトラブル対応について 平成24年以降、JMTRで連続して発生している法令報告

	事象を含むトラブル等の措置が適切に実施されていないことから、以下の事項について必要な改善を図ること。 ・放射性廃液の漏えいについて、速やかに安全確保のための措置を講ずること。 ・恒久的対策について、必要な予算措置を考慮した実施計画を示すこと。 ②組織の改善について JMTRにおけるトラブル対応に係る検査において、必要な取組が各課で閉じられ、課長より上位の職位にある者が状況を把握していないこと等、組織として不適合管理等の対応が適切になされていないことが確認され、その結果、必要な安全確保対策が結果として長期に渡り取られていない状態が続いており、組織が機能不全に陥っているおそれがあると考えられることから、以下の事項について大洗研究開発センター全体として必要な改善を図ること。 ・必要な機能を果たせるよう組織の改善に取り組むこと。 ・上記組織の改善に際して、特に不適合の仕組みの改善やトラブルの対応については、改善を検討するための体制を整え早期に改善を図ること。 ・上記については、検討対象を大洗研究開発センターとすること。 ③JMTRの保全計画等について 平成19年に策定された改修計画に関して、計画の策定段階において、機器の高度化、安全機能の重要性の観点や予算の制約を考慮したが、施設の保全の観点が考慮されていなかったため、全ての原子炉施設を検討対象としていないことが確認された。また、平成24年以降、JMTRで発生した法令報告事象を含むトラブル等は、当該改修計画に含まれていない設備であり、当該改修計画が十分なものではなかった可能性がある。さらに平成26年3月に策定された保全計画に関しては、平成24年に発生した法令報告事象を踏まえ、一部が検討対象とされたが、全ての原子炉施設を検討対象としていなかったことが確認された。 以上を踏まえ、安全確保を最優先とし、施設の老朽化に対する措置を十分に考慮して施設の今後の在り方を検討すること。 ④その他 ・放射性固体廃棄物等の管理等に関して、安全対策等の必要な取組及び許認可手続を計画どおりに実施すること。 ・警報発報時の記録に関して、記録及びその保存はできているものの、当該記録義務の趣旨が十分に理解されていないため、策定された手引き等が適切なものとなっていないことから、必要な見直しを図ること。 ・新規制基準に係る教育訓練に関しては、一定の教育は行われているが、上記の警報の記録義務の主旨が十分に理解されていない等、新規制基準について十分に理解されているとは考えられないことから、新規制基準に係る教育訓練を継続的に実施すること。
--	---

	上記の対応が適切に実施されるよう、大洗研究開発センター所長は、必要な資源の投入、改善活動の進捗状況の把握等、責任をもって対応すること。また、大洗研究開発センターの保安活動に関して、所長を補佐する立場にある安全管理部が必要な責務を果たせていなかったことに関し、大洗研究開発センターとして検討体制を整えた上で、必要な改善を図り、上記の実施主体となって対応すること。さらに、事業の遂行に責任を有する役員に報告した上で、法人として対応すること。
--	---

【使用者（８／１５）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	独立行政法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター（南地区）
3. 検査実施期間	平成２６年１１月１８日～１１月２１日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。 ○基本検査 ①保安検査における指摘事項の対応状況 ②運転管理の実施状況 ③新規制基準を踏まえた対応の実施状況 ④不適合管理及び設備の保守管理の実施状況 うち、重点検査 ①保安検査における指摘事項の対応状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「保安検査における指摘事項の対応状況」、「運転管理の実施状況」、「新規制基準を踏まえた対応の実施状況」、及び「不適合管理及び設備の保守管理の実施状況」を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。 検査の結果、各検査項目について、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかったものの以下のとおり指摘した。また、指摘事項については、事業者において必要な対応をすることとなった。 ①不適合管理の仕組みの改善やトラブル対応については、独立行政法人原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）での平成２６年度第３回保安検査における指摘事項を踏まえて、大洗研究開発センター全体の問題として捉えて対応すること。 ②平成２６年第２回保安検査で第１回保安検査に引き続き指摘した、最終的に廃棄施設に廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするもの（原子炉等規制法上の放射性廃棄物とする前段階のもの、以下「廃棄物の仕掛品」という。）が使用施設内に一時保管と称して、長期に渡り計画性が無く保管しているものの保管場所等に関する見直しについて、安全対策などの必要な取組及び許認可手続きを計画どおりに実施すること。 ③核燃料物質の使用等、管理区域内で有意な放射線被ばく又は汚染を伴う作業に当たっては、(a) 取り扱う核燃料物質の種類及び数量、化学的性状並びに物理的形態、(b) 取扱場所、取扱方法及び条件等を明らかにした「核燃料物質取扱計画書」及び「放射線作業計画書」を作成することに関し、その内容が核燃料物質の使用の許可を受けたところに合致することを確認した結果を明らかにするよう、その手続きの内容を見直すこと。 ④東京電力株式会社福島第一原子力発電所から搬出した核燃料物質によって汚染された物の取扱いに当たっては、災害防止の観点から、取扱方法等を明らかにし、核燃料物質の取扱いに準じて手続きと同様の手続きを取る。また、核燃料物

	質によって汚染された物については、核燃料物質の使用許可申請書の記載において、それに含まれる核燃料物質の種類及び数量、取扱方法（核燃料物質の使用許可の内容に合致しないものが搬入された場合の措置を含む）に関し、より明確化を図ること。 ⑤新規制基準に係る教育訓練に関して、新規制基準を踏まえた一定の教育が実施されているものの、北地区の保安検査で指摘された事項を踏まえ継続的に実施することを指摘した。 ⑥施設管理者が、使用施設等に係る建家又は設備若しくは機器の修理及び改造を行うときに、施設管理統括者の承認を得る場合について、組織内で明確に共有すること。
--	--

【使用者（9／15）】

1. 事業者名	独立行政法人産業技術総合研究所
2. 事業所名	独立行政法人産業技術総合研究所 つくば中央第二事業所
3. 検査実施期間	平成26年12月5日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。 ○基本検査 ①貯蔵管理の状況 ②放射線管理の実施状況 ③運搬の実施状況 うち、重点検査 ①運搬の実施状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「貯蔵管理の状況」、「放射線管理の実施状況」及び「運搬の実施状況」を検査項目として、資料確認、及び聴取等によって検査を実施した。 その結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【使用者（１０／１５）】

１．事業者名	独立行政法人放射線医学総合研究所
２．事業所名	独立行政法人放射線医学総合研究所
３．検査実施期間	平成２６年１２月１０日
４．検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。 ○基本検査 ①放射線測定の実施状況 ②放射線管理の実施状況 ③放射性廃棄物管理の実施状況 うち、重点検査 ①放射性廃棄物管理の実施状況
５．検査結果の概要	今回の保安検査においては、「放射線測定の実施状況」、「放射線管理の実施状況」及び「放射性廃棄物管理の実施状況」を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。 その結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかったものの、以下のとおり指摘した。 ・使用済みフィルターを火災対策の観点から、速やかに耐火性の容器に収納すること。

【使用者（１１／１５）】

１．事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
２．事業所名	独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター
３．検査実施期間	平成２６年１２月３日～１２月５日
４．検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。 ○基本検査 ①非常の場合に採るべき措置の実施状況 ②火災防止対策の実施状況 ③品質マネジメントシステムの実施状況 うち、重点検査 ①火災防止対策の実施状況 ②品質マネジメントシステムの実施状況
５．検査結果の概要	今回の保安検査においては、「非常の場合に採るべき措置の実施状況」、「火災防止対策の実施状況」及び「品質マネジメントシステムの実施状況」を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。 その結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【使用者（１２／１５）】

１．事業者名	公益財団法人核物質管理センター
２．事業所名	公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター
３．検査実施期間	平成２６年１２月４日～１２月５日
４．検査の概要	今回の検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況について確認した。 ○基本検査 ①不適合管理の状況 ②放射線管理の実施状況 ③放射線測定の実施状況 ④保守管理の実施状況 うち、重点検査 ①不適合管理の状況
５．検査結果の概要	今回の保安検査においては、「不適合管理の状況」、「放射線管理の実施状況」、「放射線測定の実施状況」及び「保守管理の実施状況」を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。 その結果、各検査項目については、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【使用者（13／15）】

1. 事業者名	公益財団法人核物質管理センター
2. 事業所名	公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター
3. 検査実施期間	平成26年12月2日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。 ○基本検査 ①不適合管理、トラブル対策の取組状況 ②運転管理の実施状況 ③放射性廃棄物管理の実施状況 うち、重点検査 ①不適合管理、トラブル対策の取組状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「不適合管理、トラブル対策の取組状況」、「運転管理の実施状況」、及び「放射性廃棄物管理の実施状況」を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。 その結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【使用者（１４／１５）】

1. 事業者名	国立大学法人東京大学
2. 事業所名	東京大学大学院 工学系研究科原子力専攻
3. 検査実施期間	平成２６年１１月１９日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。 ○基本検査 ①核燃料物質の受渡し、運搬実施状況 ②放射性廃棄物管理の実施状況 うち、重点検査 ①核燃料物質の受渡し、運搬実施状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「核燃料物質の受渡し、運搬実施状況」及び「放射性廃棄物管理の実施状況」を検査項目として、現場立入り、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。 その結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【使用者（15／15）】

1. 事業者名	国立大学法人京都大学原子炉実験所
2. 事業所名	京都大学原子炉実験所
3. 検査実施期間	平成26年11月21日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。 ○基本検査 ①放射線管理の実施状況 ②放射性廃棄物管理の実施状況 ③核燃料管理の実施状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「保守管理の実施状況」及び「核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬の実施状況」等を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。 その結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の運転管理状況については、施設の巡視等を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。

【廃棄物埋設事業者（１／２）】

１．事業者名	日本原燃株式会社
２．事業所及び施設の概要	・事業所名称：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 ・施設の種類：廃棄物埋設施設 〔１号廃棄物埋設施設〕 ・事業開始年月：平成４年１２月 ・最大埋設能力：40,960m³ (200リットルドラム缶204,800本相当) 〔２号廃棄物埋設施設〕 ・受入れ開始年月：平成１２年１０月 ・最大埋設能力：41,472m³ (200リットルドラム缶207,360本相当)
３．検査実施期間	平成２６年１１月１７日～１１月１９日
４．検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 (検査項目) ・定期的な評価に資する保安活動の実施状況 ・関係法令の遵守の状況
５．検査結果の概要	今回の保安検査においては、「定期的な評価に資する保安活動の実施状況」及び「関係法令の遵守状況」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、廃棄事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録確認、廃棄物埋設施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。

【廃棄物埋設事業者（２／２）】

１．事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
２．事業所及び施設の概要	・事業所名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 ・施設の種類：廃棄物埋設施設 ・事業開始年月：平成７年１１月 ・最大埋設能力：非固型化コンクリート等廃棄物約2,520m³ ・平成８年３月廃棄物の定置完了、平成８年９月覆土完了、平成９年１０月保全段階へ移行
３．検査実施日	平成２６年１１月１４日
４．検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 （検査項目） ・異常時の処置 ・安全文化醸成活動の実施状況（重点検査） ・埋設保全区域の管理状況
５．検査結果の概要	今回の保安検査においては、「異常時の処置」、「安全文化醸成活動の実施状況」及び「埋設保全区域の管理状況」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき保安活動が実施されており、検査を実施した範囲においては保安規定違反となる事項は認められなかった。 また、保安検査実施期間中の廃棄物埋設施設における日々の管理状況については、廃棄事業者からの施設の管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。

【廃棄物管理事業者（１／２）】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	・ 事業所名称：日本原燃株式会社 再処理事業所 ・ 施設の種類：廃棄物管理施設（仏国、英国からの返還高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の管理施設） ・ 事業開始年月：平成7年4月 ・ 最大管理能力：ガラス固化体 2,880本 ・ 冷却方式：間接自然空冷方式
3. 検査実施期間	平成26年12月15日～12月17日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 （検査項目） ・ 不適合管理の実施の状況 ・ 非常時等の措置の実施状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「不適合管理の実施状況」及び「非常時等の措置の実施状況」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については保安規定に基づき保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 また、保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。

【廃棄物管理事業者（2／2）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	・ 事業所名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター ・ 施設の種類：廃棄物管理施設 ・ 事業開始年月：平成8年3月 ・ 最大受入れ数量：液体廃棄物9,400m³/年 固体廃棄物 845m³/年 ・ 最大管理能力：廃棄体8,559m³ (200リットルドラム缶換算 42,795本相当)
3. 検査実施期間	平成26年12月3日～平成26年12月5日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 (検査項目) ・ 不適合管理の実施状況（重点検査） ・ 放射性廃棄物管理の状況 ・ 記録及び報告の実施状況（抜き打ち検査）
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「不適合管理の実施状況」、「放射性廃棄物管理の状況」、「記録及び報告の実施状況」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の廃棄物管理施設の管理状況については、廃棄物管理事業者からの聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。

【発電用原子炉設置者（廃止措置中のもの）（1／3）】

1. 原子炉設置者名	日本原子力発電株式会社
2. 事業所及び施設の概要	・事業所名称：日本原子力発電株式会社 東海発電所 ・施設の種類：発電用原子炉施設 ・廃止措置計画の認可：平成18年6月30日 （解体届提出：平成13年10月） ・全体工程：平成13～37年度 - 原子炉領域安全貯蔵：平成13～30年度 - 原子炉領域解体撤去：平成31～36年度 - 原子炉領域以外解体撤去：平成13～36年度 - 建屋等解体撤去：平成36～37年度 （放射能濃度測定及び評価方法の認可：平成18年9月）
3. 検査実施期間	平成26年11月10日（月）～ 11月14日（金）
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 （検査項目） ・廃止措置工事管理の実施状況 ・放射性液体廃棄物処理の実施状況 ・保安規定変更条項に係る保安活動の実施状況 ・周辺監視区域設備に対する維持管理状況の確認 （抜き打ち検査項目）
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「廃止措置工事管理の実施状況」、「放射性液体廃棄物処理の実施状況」、「保安規定変更条項に係る保安活動の実施状況」及び「周辺監視区域設備に対する維持管理状況の確認（抜き打ち検査）」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の廃止措置管理状況については、発電用原子炉設置者からの聴取、記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【発電用原子炉設置者（廃止措置中のもの）（2／3）】

1. 原子炉設置者名	中部電力株式会社
2. 事業所及び施設の概要	・ 事業所名称：中部電力株式会社 浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉 ・ 施設の種類：発電用原子炉施設 ・ 廃止措置計画の認可：平成 21 年 11 月 18 日 ・ 全体工程：平成 21～48 年度 解体工事準備期間：平成 21～26 年度 原子炉領域周辺設備解体撤去期間：平成 27～34 年度 原子炉領域解体撤去期間：平成 35～41 年度 建屋等解体撤去期間：平成 42～48 年度
3. 検査実施期間	平成 26 年 11 月 25 日、26 日、12 月 3 日、4 日、8 日～11 日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 （検査項目） ・ 調達管理の実施状況 ・ 安全性向上対策の実施状況 ・ 保守管理の実施状況 ・ 1・2 号炉所内ボイラー移管の実施状況（抜き打ち検査）
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「調達管理の実施状況」、「安全性向上対策の実施状況」、「保守管理の実施状況」及び「1・2 号炉所内ボイラー移管の実施状況（抜き打ち検査）」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の廃止措置管理状況については、発電用原子炉設置者からの聴取、記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【発電用原子炉設置者（廃止措置中のもの）（３／３）】

1. 原子炉設置者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	・ 事業所名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 敦賀本部 原子炉廃止措置研究開発センター (ふげん) ・ 施設の種類：発電用原子炉施設 ・ 廃止措置計画の認可：平成２０年２月１２日 ・ 全体工程：平成１９～４５年度 使用済燃料搬出期間：平成１９～２９年度 原子炉周辺設備解体撤去期間：平成３０～３４年度 原子炉本体解体撤去期間：平成３５～４３年度 建屋解体期間：平成４４～４５年度
3. 検査実施期間	平成２６年１１月２５日（火）～１１月２８日（金）
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。 (検査項目) ・ 平成２６年９月２６日に変更認可された保安規定の変更状況に係る保安活動の実施状況（敦賀事業本部検査） ・ 運用管理状況及び保守管理状況の確認 ・ 使用済燃料の貯蔵管理状況及び原子炉停止後の恒久措置 ・ 保全区域の確認（抜き打ち検査）
5. 検査結果の概要	今回の検査においては、「平成２６年９月２６日に変更認可された保安規定の変更状況に係る保安活動の実施状況（敦賀事業本部検査）」、「運用管理状況及び保守管理状況の確認」、「使用済燃料の貯蔵管理状況及び原子炉停止後の恒久措置」及び「保全区域の確認（抜き打ち検査）」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の廃止措置管理状況については、発電用原子炉設置者からの聴取、記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（1／5）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	青森研究開発センターむつ事務所
3. 検査実施期間	平成26年12月16日（火）、12月17日（水）
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。 （検査項目） ・ 調達管理の実施状況 ・ 非常時に対する措置の実施状況 ・ 線量管理の実施状況(抜き打ち検査)
5. 検査結果の概要	今回の保安検査において、基本検査項目として「調達管理の実施状況」、「非常時に対する措置の実施状況」及び「線量管理の実施状況（抜き打ち検査）」について検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の廃止措置管理状況については、試験研究用等原子炉施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（2／5）】

1. 事業者名	株式会社日立製作所
2. 事業所名	株式会社日立製作所王禅寺センタ
3. 検査実施期間	平成26年11月26日（水）
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。 （検査項目） ・施設の保守・管理状況 ・保安管理 ・非常時の措置 ・被ばく管理（抜き打ち検査）
5. 検査結果の概要	今回の保安検査において、基本検査項目として「施設の保守・管理状況」、「保安管理」、「非常時の措置」及び「被ばく管理（抜き打ち検査）」について検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の廃止措置管理状況については、試験研究用等原子炉施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（3／5）】

1. 事業者名	学校法人立教学院
2. 事業所名	立教大学原子力研究所
3. 検査実施期間	平成26年11月19日（水）
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。 （検査項目） ・保守管理の実施状況 ・保安教育及び保安訓練の実施状況 ・異常事態対策の実施状況 ・放射線管理の実施状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査において、基本検査項目として「保守管理の実施状況」、「保安教育及び保安訓練の実施状況」、「異常事態対策の実施状況」及び「放射線管理の実施状況」について検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の廃止措置管理状況については、試験研究用等原子炉施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（４／５）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（南地区） （重水臨界実験装置に限る）
3. 検査実施期間	平成26年11月27日（木）
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。 （検査項目） ・ 保安検査における指摘事項等の対応状況 （使用施設の保安検査における指摘事項の水平展開等） ・ 廃止措置管理の実施状況 ・ 放射線作業管理の実施状況（抜き打ち検査）
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「保安検査における指摘事項等の対応状況（使用施設の保安検査における指摘事項の水平展開等）」、「廃止措置管理の実施状況」及び「放射線作業管理の実施状況（抜き打ち検査）」について検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の廃止措置管理状況については、試験研究用等原子炉施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（5／5）】

1. 事業者名	国立大学法人東京大学
2. 事業所名	東京大学大学院工学系研究科原子力専攻
3. 検査実施期間	平成26年11月18日（火）
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。 （検査項目） ・ 運転管理の実施状況 ・ 放射性廃棄物管理の実施状況 ・ 不適合管理、トラブル対策の実施状況 ・ 放射線作業管理の実施状況（抜き打ち検査）
5. 検査結果の概要	今回の保安検査において、「運転管理の実施状況」、「放射性廃棄物管理の実施状況」、「不適合管理、トラブル対策の実施状況」及び「放射線作業管理の実施状況（抜き打ち検査）」について検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の廃止措置管理状況については、試験研究用等原子炉施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

別表 2－2：保安規定違反について

原子力施設	件数	保安規定違反の概要
独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発研究センター（北地区）	1 件 ☆	【件名 材料試験炉（JMTR）における保安活動の実施不備】 平成 26 年 9 月に JMTR 第 3 排水系貯槽（Ⅱ）建屋内において発生した、放射性物質を含む廃液の漏えいに係る法令報告事象に関連して、設備の運転・保守管理等を含む一連のトラブル対応等について保安規定の遵守状況について確認した。 その結果、JMTR 第 3 排水系貯槽（Ⅱ）においては、同排水系の老朽化による不具合に伴い廃水が滞り、平成 25 年 6 月 20 日に廃樹脂貯槽液面の液面高の警報が作動し、その後、1 年以上にわたり警報が作動し続け、保安規定第 5 編第 28 条（警報が作動した場合の措置）第 1 項に定める警報措置が作動した場合の措置として、状況及び原因に係る調査は行われていたが、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置が適切に講じられていなかったことが確認された。 このため、平成 26 年 9 月 11 日に当該貯槽から放射性物質を含む汚染水が建家内 1 階（非管理区域）へ漏えいし、非管理区域への放射性物質の漏えいとして、原子炉等規制法に基づく原子力規制委員会への法令報告事象に繋がったことが確認された。 また、当該警報発報に関して、保安規定第 1 編第 35 条（業務報告）第 5 号に定める異常の発生及びその措置の状況について、四半期ごとに所長等へ報告すべきところ、その報告が適切に履行されていなかったことが確認された。 以上のことから、これらについては、「保安規定違反」と判定する。
独立行政法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所	1 件 ☆	【件名 高減容処理施設の防護手引における火災対応の未整備】 廃棄物処理場の各施設のうち、高減容処理施設の設備を中心に日常巡視・点検及び保守管理等の実施状況に関して、保安規定の遵守状況について確認した。 その結果、金属溶融設備及び焼却・溶融設備に関して、当該施設は、放射性廃棄物を処理する運転（ホット運転）が可能な状態であったが、保安規定第 1 編第 5 条（規則等の制定、改定及び廃止）第 1 項で所長が、保安規定を履行するために定める規則等のうち（2）原子力科学研究所事故対策規則に基づき、施設毎に定める必要がある防護活動手引のうち、高減容処理施設の防護活動手引において、核燃料物質等で汚染された物を扱う場合の火災対応が未整備であったことが確認された。 これら施設に関しては、ホット運転が可能な状態ではあるが、これまで核燃料物質等で汚染された物を扱っていないことを踏まえて「監視」（保安規定違反のうち影響が軽微なもの）と判定する。 なお、上記施設の運転に関して、平成 26 年 12 月 26 日に金属溶融設備及び焼却・溶融設備について、運転を休止することについて保安規定変更認可申請がされた。

（凡例） ☆：保安検査期間
◇：保安検査期間外